

昭和五十八年運輸省令第三十九号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に

関する規則 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)の規定に基づき、及び同法を実施するため海洋汚染防止設備等検査規則を次のように定める。

目次

| | |
|---|---|
| 第一章 総則(第一条) | 第一章 の二 有害水バラスト処理設備の型式指定等(第二条) |
| 第一章 の二 有害水バラスト処理設備の型式指定等(第二条の二)(第一条の二)(第一条の二の二)(第十八条) | 第一章 の三 有害水バラスト処理設備の型式指定等(第二条の二)(第一条の二)(第一条の二の二)(第十九条) |
| 第一章 の四 国際大気汚染防止原動機証書(第一条の十二)(第一条の十六) | 第一章 の五 機構の小型船舶用原動機放出量確認等事務の実施等(第一条の十七) |
| 第一章 の六 二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認及び二酸化炭素放出抑制指標による確認(第一条の二十一)(第一条の二十二)(第一条の二十七の二) | 第一章 の七 国際二酸化炭素放出抑制船舶証書(第一条の二十八)(第一条の三十一) |
| 第二章 検査 | 第二章 検査 |
| 第一節 通則(第一条~第四条) | 第一節 検査の申請手続(第五条~第六条) |
| 第二節 検査の準備(第七条~第十二条) | 第二節 検査の執行(第十三条~第十七条) |
| 第三章 海洋汚染等防止証書等(第十八条~第三十四条) | 第三章 海洋汚染等防止証書等(第十八条~第四十六条) |
| 第四章 削除 | 第四章 削除 |
| 第五章 雜則(第四十三条~第四十六条) | 第五章 雜則(第四十三条~第四十六条) |
| 附則 | 附則 |
| 第一章 総則(用語) | 第一章 総則(用語) |

第一章の二 有害水バラスト処理設備の型式指定等(設備確認の申請)

(同条第三項に規定する同条第二項第一号の確認(同条第三項に規定する同条第二項第一号の確認に相当する確認を含む。以下「設備確認」という。)の申請は、設備確認申請書を国土交通大臣に提出して行わなければならない。

前項の設備確認申請書は、第一号様式によるものとする。

当該有害水バラスト処理設備の製造仕様書、その構造を示す図面並びに性能、形状、構造及び材料(以下「性能等」という。)並びに使用方法に関する説明書

当該有害水バラスト処理設備が有害水バラスト処理設備技術基準に適合していることを

(型式指定の申請)

第一条の二の八 型式指定を受けようとする者は、型式指定申請書(第一号の二の二様式)を国土交通大臣に提出しなければならない。

型式指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

当該型式の有害水バラスト処理設備の製造仕様書、その構造を示す図面並びに性能等及び使用方法に関する説明書

当該型式の有害水バラスト処理設備が有害水バラスト処理設備技術基準に適合していることを

(型式指定の準用)

前号に掲げるもののほか、有害水バラスト処理設備が船舶に設置される前に有害水バラスト処理設備証明書の交付を受けることが困難なときは、

前号に掲げるもののほか、有害水バラスト処理設備証明書の交付を受けることが困難なときは、

(型式指定の変更の承認)

第一条の二の十一 國土交通大臣は、型式指定を受けたときは、型式指定書(第一号の二の三様式)を交付する。

第一条の二の十二 型式指定を受けた者は、当該型式指定を受けたときは、型式指定書(第一号の二の三様式)を交付する。

第一条の二の十三 型式指定を受けた者は、当該型式指定を受けたときは、型式指定書(第一号の二の三様式)を交付する。

第一条の二の十四 型式指定を受けた者は、当該型式指定を受けたときは、型式指定書(第一号の二の三様式)を交付する。

第一条の二の十五 型式指定を受けた者は、当該型式指定を受けたときは、型式指定書(第一号の二の三様式)を交付する。

第一条の二の十六 型式指定を受けた者は、当該型式指定を受けたときは、型式指定書(第一号の二の三様式)を交付する。

第一条の二の十七 型式指定を受けた者は、当該型式指定を受けたときは、型式指定書(第一号の二の三様式)を交付する。

第一条の二の十八 型式指定を受けた者は、当該型式指定を受けたときは、型式指定書(第一号の二の三様式)を交付する。

第一条の二の十九 型式指定を受けた者は、当該型式指定を受けたときは、型式指定書(第一号の二の三様式)を交付する。

第一条の二の二十 型式指定を受けた者は、当該型式指定を受けたときは、型式指定書(第一号の二の三様式)を交付する。

第一条の二の二十一 型式指定を受けた者は、当該型式指定を受けたときは、型式指定書(第一号の二の三様式)を交付する。

第一条の二の二十二 型式指定を受けた者は、当該型式指定を受けたときは、型式指定書(第一号の二の三様式)を交付する。

第一条の二の二十三 型式指定を受けた者は、当該型式指定を受けたときは、型式指定書(第一号の二の三様式)を交付する。

第一条の二の二十四 型式指定を受けた者は、当該型式指定を受けたときは、型式指定書(第一号の二の三様式)を交付する。

第一条の二の二十五 型式指定を受けた者は、当該型式指定を受けたときは、型式指定書(第一号の二の三様式)を交付する。

第一条の二の二十六 型式指定を受けた者は、当該型式指定を受けたときは、型式指定書(第一号の二の三様式)を交付する。

第一条の二の二十七 型式指定を受けた者は、当該型式指定を受けたときは、型式指定書(第一号の二の三様式)を交付する。

二 國際大気汚染防止原動機証書の交付を受けない原動機が設置された船舶を輸入する者であつて原動機を製作又は改造するもの（放出量確認を受けることが困難な事由）

第一条の四 法第十九条の四第一項ただし書の国土交通省令で定める困難な事由は、次に掲げる事由とする。

一 國際大気汚染防止原動機証書の交付を受けない原動機が設置された船舶から当該原動機を取り外して放出量確認を実施することが困難なとき。

二 前号に掲げるもののほか、原動機が船舶に設置される前に放出量確認を受けることが困難であると地方運輸局長が認めたとき。（窒素酸化物の放出による大気の汚染の防止に関する試験等のための原動機に係る承認の申請等）

第一条の五 法第十九条の四第一項第二号の承認を受けて、窒素酸化物の放出による大気の汚染の防止に関する試験、研究又は調査のために船舶において原動機を使用しようとする者は、当該原動機ごとに、承認申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。

2 前項の承認申請書は、第一号の三様式によるものとする。

3 地方運輸局長は、承認のため必要があると認められる場合は、窒素酸化物の放出による大気の汚染の防止に関する試験、研究又は調査の計画書その他必要な書類の提出を求めることができる（承認証の交付）。

第一条の五の二 地方運輸局長は、法第十九条の四第一項第二号の承認をしたときは、申請者に承認証を交付しなければならない。

（承認証の備置き）

第一条の五の三 前条第一項の承認証の交付を受けた者は、当該承認に係る原動機を設置する船舶内に、当該承認証を備え置かなければならぬ（承認証の再交付）。

第一条の五の四 第一条の五の二第一項の承認証の交付を受けた者は、当該承認証を滅失し、又はき損したときは、地方運輸局長に承認証再交

付申請書を提出し、その再交付を受けることができる。

第二条 前項の承認証再交付申請書には、第一号の三の三様式によるものとする。

第一条の四 法第十九条の四第一項ただし書の国土交通省令で定める困難な事由は、次に掲げる事由とする。

一 國際大気汚染防止原動機証書の交付を受けない原動機が設置された船舶から当該原動機を取り外して放出量確認を実施することにより再交付を受けた場合は、滅失した承認証は、その効力を失うものとする。

2 前号に掲げるもののほか、原動機が船舶に設置される前に放出量確認を受けることが困難であると地方運輸局長が認めたとき。

第一条の五の五 第一条の五の二第一項の承認証の交付を受けた者は、次に掲げる場合は、遅滞なく、その受有する承認証（第二号の場合については、発見した承認証）を地方運輸局長に返納しなければならない。

一 承認を受けた原動機の使用に関する計画が完了したとき又は当該計画を実施しないこととしたとき。

二 承認証を滅失したことにより承認証の再交付を受けた後その滅失した承認証を発見したとき。

第一条の五の六 法第十九条の四第一項第三号の国土交通省令で定める特別の用途は、陸上自衛隊又は海上自衛隊（防衛大学校を含む。以下同じ。）の使用する船舶への設置、災害発生時のみの使用その他国土交通大臣が定める用途とする。

（設置前の原動機の改造）

第一条の六 法第十九条の四第三項の国土交通省令で定める改造は、次に掲げる改造とする。

一 原動機の連続最大出力が当該連続最大出力の十パーセントを超えて増加することとなる改造

2 前号に掲げるもののほか、法第十九条の三の放出基準に適合しないおそれのある改造（設置後の原動機の改造）。

第一条の七 法第十九条の七第三項の国土交通省令で定める改造は、前条各号に掲げる改造とする。

第一条の八 放出量確認（法第十九条の七第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する放出量確認に相当する確認を含む。以下この条から第一条の十一まで及び第四十五条において同じ。）及び原動機取扱手引書の承認（以下「放出量確認等」という。）を申請した者は、申請に係る原動機及び原動機取扱手引書（以下「原動機等」という。）が当該放出量確認等を申請した地方運輸局長以外の地方運輸局長の管轄する区域内に移転した場合は、当該放出量確認等を申請した地方運輸局長に放出量確認等の引継申請書（第一号の三の四様式）を提出し、当該原動機等の新たな所在地を管轄する地方運輸局長への放出量確認等の引継ぎを受けることができる。

2 放出量確認等の申請を受けた地方運輸局長は、当該申請を受けた原動機が他の地方運輸局長の管轄する区域内にある場合であつて、申請により、やむを得ない理由があると認めるときは、その放出量確認を当該他の地方運輸局長に委嘱することができる。

（設置前の原動機の改造）

第一条の九 放出量確認等を受けようとする者は、放出量確認等申請書（第一号の三の五様式）を地方運輸局長に提出しなければならない（放出量確認等の申請）。

第一条の十 放出量確認等申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 原動機の構造及び配置を示す図面

2 原動機の構造及び配置を示す書類

第一条の十一 放出量確認等を受けることによる書類の添付を請求する者は、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 原動機の製造仕様書

第一条の十二 法第十九条の六の規定により交付する国際大気汚染防止原動機証書は、第一号の六様式によるものとする。

（国際大気汚染防止原動機証書の再交付）

第一条の十三 原動機製作業者等又は船舶所有者は、国際大気汚染防止原動機証書を滅失し、又はき損した場合は、国際大気汚染防止原動機証書再交付申請書（第一号の四様式）を地方運輸局長に提出し、その再交付を受けることができる。

第二章の四 国際大気汚染防止原動機証書

第一条の十四 原動機製作業者等又は船舶所有者は、国際大気汚染防止原動機証書の記載事項を変更しようとする場合又はその記載事項に変更を生じた場合は、速やかに、国際大気汚染防止原動機証書換申請書（第一号の五様式）を地方運輸局長に提出し、その書換えを受けなければならない。

2 国際大気汚染防止原動機証書書換申請書には、国際大気汚染防止原動機証書及び原動機取扱手引書を添付しなければならない。(国際大気汚染防止原動機証書の返納)

第一条の十五 原動機製作業者等又は船舶所有者は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その受有する国際大気汚染防止原動機証書(第三号の場合にあつては、発見した国際大気汚染防止原動機証書)を地方運輸局長に返納しなければならない。

一 原動機が滅失し、又は解体されたとき。

二 原動機が法第十九条の四第一項第一号及び第三号に該当する原動機となつたとき。

三 国際大気汚染防止原動機証書を滅失したことにより国際大気汚染防止原動機証書の再交付を受けた後、その滅失した国際大気汚染防止原動機証書を発見したとき。

四 前各号に掲げる場合のほか、原動機が国際大気汚染防止原動機証書を受有することを要しなくなつたとき。

(第二議定書締約国の船舶に設置される原動機に対する証書の交付)

第一条の十六 法第十九条の十八の規定により交付する第二議定書締約国の船舶に設置される原動機に係る国際大気汚染防止原動機証書に相当する証書は、当該第二議定書締約国の政府の要請に基づいて交付した旨記載された第一条の十二に規定する国際大気汚染防止原動機証書とする。

2 第一条の九及び第一条の十一の規定は、法第十九条の十八に規定する放拿出量確認等に相当する承認及び原動機取扱手引書の承認に相当する承認(次項において「相当放拿出量確認等」という。)について準用する。

3 地方運輸局長は、相当放拿出量確認等を行う場合において、当該相当放拿出量確認等に必要な書類の提出を求めることができる。

第一章の五 機構の小型船舶用原動機放出量確認等事務等の実施等

(機構が小型船舶用原動機放拿出量確認等事務を行ふ場合における規定の適用)

第一条の十七 法第十九条の十第一項の規定により機構が小型船舶用原動機放拿出量確認等事務を行ふ場合における第一条の四、第一条の九、第一条の十三第一項、第一条の十四第一項及び第一条の十五の規定の適用については、これらの規定

2 前項の場合において、小型船舶用原動機放拿出量確認等事務所の管轄区域は、船舶安全法施行規則(昭和三十八年運輸省令第四十号)第四十八条第二項の規定に基づき告示された管轄区域とする。

(機構の小型船舶用原動機放拿出量確認等事務の地方運輸局長への引継ぎ等)

第一条の十八 法第十九条の十四第一項の規定により国土交通大臣が小型船舶用原動機放拿出量確認等事務の全部又は一部を自ら行うこととした場合における同条第二項の公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 小型船舶用原動機放拿出量確認等事務を行うこととなる地方運輸局長

二 地方運輸局長が小型船舶用原動機放拿出量確認等事務を行うこととなる区域

三 地方運輸局長が小型船舶用原動機放拿出量確認等事務を行ふこととなる範囲

四 小型船舶用原動機放拿出量確認等事務を開始する日

2 前項第四号に掲げる日以後においては、同項第二号に掲げる区域内に存する総トン数二十トン未満の基準適合原動機設置対象船舶に設置される原動機(以下「小型船舶用原動機」といいう。)に係る同項第三号の範囲内の小型船舶用原動機放拿出量確認等事務の申請は地方運輸局長に対し、同号の範囲外の小型船舶用原動機放拿出量確認等事務及び当該区域外に存する小型船舶用原動機に係る小型船舶用原動機放拿出量確認等事務の申請は機構の事務所に対し、それぞれするものとする。

3 地方運輸局長は、第一項第三号に掲げる日以後において、前項第四項の規定により送付された書類を機構に返還しなければならない。

4 国土交通大臣が小型船舶用原動機放拿出量確認等事務を行わせることとした地方運輸局長は、第一項第三号に掲げる日以後において、法第十九条の十四第一項の規定により行つた小型船舶用原動機放拿出量確認等事務を行ふこととした地方運輸局長は、第一項第三号に掲げる日以後において、法第十九条の二十四第一項の規定により行つた小型船舶用原動機放拿出量確認等事務を行ふこととした地方運輸局長は、第一項第七号に規定する二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認を受けた船舶所有者は、当該二酸化炭素放出抑制航行手引書を変更し、地方運輸局長の承認を受けなければならぬ。

5 前各号に掲げるものほか、前各号に掲げた改造と同等以上に二酸化炭素の放拿出量を増大させ、又は減少させるものとして国土交通大臣が認める改造

2 前項第三号に掲げる日以後においては、同項第一号に掲げる区域内に存する小型船舶用原動機放拿出量確認等事務の申請は、当該区域の公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 地方運輸局長が小型船舶用原動機放拿出量確認等事務を行ふこととなる区域

二 地方運輸局長が小型船舶用原動機放拿出量確認等事務を行ふこととなる範囲

三 地方運輸局長が小型船舶用原動機放拿出量確認等事務を行ふこととなる範囲

4 小型船舶用原動機放拿出量確認等事務を開始する日

2 前項第四号に掲げる日以後においては、同項第二号に掲げる区域内に存する総トン数二十トン未満の基準適合原動機設置対象船舶に設置される原動機(以下「小型船舶用原動機」といいう。)に係る同項第三号の範囲内の小型船舶用原動機放拿出量確認等事務の申請は地方運輸局長に対し、同号の範囲外の小型船舶用原動機放拿出量確認等事務及び当該区域外に存する小型船舶用原動機に係る小型船舶用原動機放拿出量確認等事務の申請は機構の事務所に対し、それぞれするものとする。

3 地方運輸局長は、第一項第三号に掲げる日以後において、前項第四項の規定により送付された書類を機構に返還しなければならない。

4 国土交通大臣が小型船舶用原動機放拿出量確認等事務を行わせることとした地方運輸局長は、第一項第三号に掲げる日以後において、法第十九条の十四第一項の規定により行つた小型船舶用原動機放拿出量確認等事務を行ふこととした地方運輸局長は、第一項第七号に規定する二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認を受けた船舶所有者は、当該二酸化炭素放出抑制航行手引書を変更し、地方運輸局長の承認を受けなければならぬ。

5 前各号に掲げるものほか、前各号に掲げた改造と同等以上に二酸化炭素の放拿出量を増大させ、又は減少させるものとして国土交通大臣が認める改造

2 前項第三号に掲げる日以後においては、同項第一号に掲げる区域内に存する小型船舶用原動機放拿出量確認等事務の申請は、当該区域の公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 地方運輸局長が小型船舶用原動機放拿出量確認等事務を行ふこととなる区域

二 地方運輸局長が小型船舶用原動機放拿出量確認等事務を行ふこととなる範囲

三 地方運輸局長が小型船舶用原動機放拿出量確認等事務を行ふこととなる範囲

4 小型船舶用原動機放拿出量確認等事務を開始する日

2 前項第四号に掲げる日以後においては、同項第二号に掲げる区域内に存する総トン数二十トン未満の基準適合原動機設置対象船舶に設置される原動機(以下「小型船舶用原動機」といいう。)に係る同項第三号の範囲内の小型船舶用原動機放拿出量確認等事務の申請は地方運輸局長に対し、同号の範囲外の小型船舶用原動機放拿出量確認等事務及び当該区域外に存する小型船舶用原動機に係る小型船舶用原動機放拿出量確認等事務の申請は機構の事務所に対し、それぞれするものとする。

3 地方運輸局長は、第一項第三号に掲げる日以後において、前項第四項の規定により送付された書類を機構に返還しなければならない。

4 国土交通大臣が小型船舶用原動機放拿出量確認等事務を行わせることとした地方運輸局長は、第一項第三号に掲げる日以後において、法第十九条の十四第一項の規定により行つた小型船舶用原動機放拿出量確認等事務を行ふこととした地方運輸局長は、第一項第七号に規定する二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認を受けた船舶所有者は、当該二酸化炭素放出抑制航行手引書を変更し、地方運輸局長の承認を受けなければならぬ。

5 前各号に掲げるものほか、前各号に掲げた改造と同等以上に二酸化炭素の放拿出量を増大させ、又は減少させるものとして国土交通大臣が認める改造

2 前項第三号に掲げる日以後においては、同項第一号に掲げる区域内に存する小型船舶用原動機放拿出量確認等事務の申請は、当該区域の公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 地方運輸局長が小型船舶用原動機放拿出量確認等事務を行ふこととなる区域

二 地方運輸局長が小型船舶用原動機放拿出量確認等事務を行ふこととなる範囲

三 地方運輸局長が小型船舶用原動機放拿出量確認等事務を行ふこととなる範囲

4 小型船舶用原動機放拿出量確認等事務を開始する日

2 前項第四号に掲げる日以後においては、同項第二号に掲げる区域内に存する総トン数二十トン未満の基準適合原動機設置対象船舶に設置される原動機(以下「小型船舶用原動機」といいう。)に係る同項第三号の範囲内の小型船舶用原動機放拿出量確認等事務の申請は地方運輸局長に対し、同号の範囲外の小型船舶用原動機放拿出量確認等事務及び当該区域外に存する小型船舶用原動機に係る小型船舶用原動機放拿出量確認等事務の申請は機構の事務所に対し、それぞれするものとする。

3 地方運輸局長は、第一項第三号に掲げる日以後において、前項第四項の規定により送付された書類を機構に返還しなければならない。

4 国土交通大臣が小型船舶用原動機放拿出量確認等事務を行わせることとした地方運輸局長は、第一項第三号に掲げる日以後において、法第十九条の十四第一項の規定により行つた小型船舶用原動機放拿出量確認等事務を行ふこととした地方運輸局長は、第一項第七号に規定する二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認を受けた船舶所有者は、当該二酸化炭素放出抑制航行手引書を変更し、地方運輸局長の承認を受けなければならぬ。

5 前各号に掲げるものほか、前各号に掲げた改造と同等以上に二酸化炭素の放拿出量を増大させ、又は減少させるものとして国土交通大臣が認める改造

2 前項第三号に掲げる日以後においては、同項第一号に掲げる区域内に存する小型船舶用原動機放拿出量確認等事務の申請は、当該区域の公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 地方運輸局長が小型船舶用原動機放拿出量確認等事務を行ふこととなる区域

二 地方運輸局長が小型船舶用原動機放拿出量確認等事務を行ふこととなる範囲

三 地方運輸局長が小型船舶用原動機放拿出量確認等事務を行ふこととなる範囲

4 小型船舶用原動機放拿出量確認等事務を開始する日

2 前項第四号に掲げる日以後においては、同項第二号に掲げる区域内に存する総トン数二十トン未満の基準適合原動機設置対象船舶に設置される原動機(以下「小型船舶用原動機」といいう。)に係る同項第三号の範囲内の小型船舶用原動機放拿出量確認等事務の申請は地方運輸局長に対し、同号の範囲外の小型船舶用原動機放拿出量確認等事務及び当該区域外に存する小型船舶用原動機に係る小型船舶用原動機放拿出量確認等事務の申請は機構の事務所に対し、それぞれするものとする。

3 地方運輸局長は、第一項第三号に掲げる日以後において、前項第四項の規定により送付された書類を機構に返還しなければならない。

4 国土交通大臣が小型船舶用原動機放拿出量確認等事務を行わせることとした地方運輸局長は、第一項第三号に掲げる日以後において、法第十九条の十四第一項の規定により行つた小型船舶用原動機放拿出量確認等事務を行ふこととした地方運輸局長は、第一項第七号に規定する二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認を受けた船舶所有者は、当該二酸化炭素放出抑制航行手引書を変更し、地方運輸局長の承認を受けなければならぬ。

5 前各号に掲げるものほか、前各号に掲げた改造と同等以上に二酸化炭素の放拿出量を増大させ、又は減少させるものとして国土交通大臣が認める改造

二 主機にタービンを使用する推進機関
三 前二号に掲げるもののほか、構造が特殊なものとして国土交通大臣が定める推進機関（手引書承認等の引継ぎ）

第一条の二十四 法第十九条の二十五第一項に規定する承認若しくは第一条の二十二の二に規定する変更の承認（以下「手引書承認」と総称する。）又は法第十九条の二十六第一項に規定する確認（以下「指標確認」という。）（以下「手引書承認等」という。）を申請した者は、申請に係る二酸化炭素放出抑制対象船舶が当該手引書承認等を申請した地方運輸局長以外の地方運輸局長の管轄する区域内に移転した場合は、当該手引書承認等を申請した地方運輸局長に手引書承認等引継ぎを受けることができる。

第一条の二十五 手引書承認等を受けようとする者は、手引書承認等申請書（第一号の五の二様式）を提出して、当該二酸化炭素放出抑制対象船舶の新たな所在地を管轄する地方運輸局長への手引書承認等の引継ぎを受けることができる。（手引書承認等の申請）

第一条の二十六 手引書承認等申請書には、手引書承認（航行時二酸化炭素放出抑制指標（技術基準省令第四十七条第一項第七号に規定する航行時二酸化炭素放出抑制指標）を地方運輸局長に提出しなければならない。（添付書類）

一 船舶の製造仕様書
二 手引書承認を受けなければならない場合にあつては、航行時二酸化炭素放出抑制指標に関する計算書
四 二酸化炭素放出抑制装置を設置する場合にあつては、次の書類
イ 二酸化炭素放出抑制装置の製造仕様書
ロ 二酸化炭素放出抑制装置の構造及び配置

2 地方運輸局長は、手引書承認等のため必要があると認める場合において前項各号に掲げる書類のほか必要な書類の添付を求め、又は同項各

号に掲げる書類の一部についてその添付の省略を認めることができる。

（指標確認の準備）

次号において同じ。の設計についての水槽による推進性能試験

一 船舶（第一条の二十二各号に掲げる改造を行った場合においては、当該改造後の船舶。次号において同じ。）の設計についての水槽による推進性能試験

（手引書承認の準備）

次号において同じ。の設計についての水槽による推進性能試験

（手引書承認の準備）

4 法第十九条の二十七第一項の規定又は第二項の規定により新たに国際二酸化炭素放出抑制船舶証書が交付されたときは、従前の国際二酸化炭素放出抑制船舶証書は、その効力を失うものとする。

（国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の交付申請）

次号において同一の設計についての水槽による推進性能試験

（手引書承認の準備）

輸局長に提出し、その書換えを受けなければならない。

（国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の書換え申請）

（手引書承認の準備）

| | | |
|-----------------------------------|---|---|
| 一 海洋汚染等防止検査手帳（交付を受けてい る船舶に限る。） | 二 前項第一号ロに掲げる書類 | 三 海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象 設備予備検査申請書には、次に掲げる書類（改 造、修理又は整備について予備検査を受ける場 合にあつては第一号に掲げる書類に限る。）を添付 しなければならない。 |
| 一 物件の製造仕様書 | 二 物件の構造を示す図面 | 四 地方運輸局長は、検査のため必要があると認 める場合において前三項に規定する書類のほか 必要な書類の添付を求め、又は前三項に規定す る書類の一部についてその添付の省略を認め ることができる。 |
| 第三節 検査の準備 | （検査の準備） | 四 水バラスト等排出管装置にあつては次に掲 げる準備 |
| （定期検査） | 第八条 定期検査を受ける場合の準備は、次のと おりとする。 | イ 配管等の位置を確認できるようにするこ と。 |
| （定期検査） | 第七条 法定検査及び予備検査を受けようとする 者は、当該検査を受けるべき事項について、こ の節の規定に従い検査の準備をするものとす る。 | 四 水バラスト等排出管装置にあつては次に掲 げる準備 |

| | | |
|---|----------------------------------|--------------------------------------|
| 五 バラスト用油排出監視制御装置又はバラス ト用濃度監視装置にあつては次に掲げる準備 | 六 ハ 効力試験の準備 | 九 一 ポンプの作動部分を取り出し、かつ、弁 箱を解放すること。 |
| イ オイル濃度計のサンプリング管を取り出す こと。 | 二 ロ スロップタンク装置にあつては次に掲げる 準備 | 二 ハ ポンプの作動部分を取り出し、かつ、弁 箱を解放すること。 |
| イ オイル濃度計のサンプリング管及び流量計 の検出器を取り出すこと。 | 三 ロ 振動試験の準備（初めて検査を受ける場 合に限る。） | 三 ハ ポンプの作動部分を取り出し、かつ、弁 箱を解放すること。 |
| イ 配管等の位置を確認できるようにするこ と。 | 四 ロ 効力試験の準備 | 四 ハ 配管等の位置を確認できるようにするこ と。 |
| （定期検査） | 五 ロ スロップタンク装置にあつては次に掲げる 準備 | 五 ハ ポンプの作動部分を取り出し、かつ、弁 箱を解放すること。 |
| （定期検査） | 六 ロ スロップタンク装置にあつては次に掲げる 準備 | 六 ハ ポンプの作動部分を取り出し、かつ、弁 箱を解放すること。 |
| （定期検査） | 七 ロ 内部の適切な場所に安全な足場を設ける こと。 | 七 ハ ポンプの作動部分を取り出し、かつ、弁 箱を解放すること。 |
| （定期検査） | 八 ロ 配管等の位置を確認できるようにするこ と。 | 八 ハ ポンプの作動部分を取り出し、かつ、弁 箱を解放すること。 |
| （定期検査） | 九 ロ 分離バラストタンクにあつては次に掲げる 準備 | 九 ハ ポンプの作動部分を取り出し、かつ、弁 箱を開放すること。 |
| （定期検査） | 十 ロ 内部の適切な場所に安全な足場を設ける こと。 | 十 ハ ポンプの作動部分を取り出し、かつ、弁 箱を開放すること。 |
| （定期検査） | 十一 ロ 分離バラストタンクにあつては次に掲げる 準備 | 十一 ハ ポンプの作動部分を取り出し、かつ、弁 箱を開放すること。 |
| （定期検査） | 十二 ロ 内部の適切な場所に安全な足場を設ける こと。 | 十二 ハ ポンプの作動部分を取り出し、かつ、弁 箱を開放すること。 |
| （定期検査） | 十三 ロ 分離バラストタンクにあつては次に掲げる 準備 | 十三 ハ ポンプの作動部分を取り出し、かつ、弁 箱を開放すること。 |
| （定期検査） | 十四 ロ 内部の適切な場所に安全な足場を設ける こと。 | 十四 ハ ポンプの作動部分を取り出し、かつ、弁 箱を開放すること。 |
| （定期検査） | 十五 ロ 内部の適切な場所に安全な足場を設ける こと。 | 十五 ハ ポンプの作動部分を取り出し、かつ、弁 箱を開放すること。 |
| （定期検査） | 十六 ロ 内部の適切な場所に安全な足場を設ける こと。 | 十六 ハ ポンプの作動部分を取り出し、かつ、弁 箱を開放すること。 |
| （定期検査） | 十七 ロ 内部の適切な場所に安全な足場を設ける こと。 | 十七 ハ ポンプの作動部分を取り出し、かつ、弁 箱を開放すること。 |
| （定期検査） | 十八 ロ 内部の適切な場所に安全な足場を設ける こと。 | 十八 ハ ポンプの作動部分を取り出し、かつ、弁 箱を開放すること。 |

| | |
|--------------------------------------|--------------------------------------|
| イ 配管等の位置を確認できるようにするこ と。 | 二 ハ ポンプの作動部分を取り出し、かつ、弁 箱を開放すること。 |
| 二 ハ ポンプの作動部分を取り出し、かつ、弁 箱を開放すること。 | 三 ハ ポンプの作動部分を取り出し、かつ、弁 箱を開放すること。 |
| 三 ハ ポンプの作動部分を取り出し、かつ、弁 箱を開放すること。 | 四 ハ ポンプの作動部分を取り出し、かつ、弁 箱を開放すること。 |
| 四 ハ ポンプの作動部分を取り出し、かつ、弁 箱を開放すること。 | 五 ハ ポンプの作動部分を取り出し、かつ、弁 箱を開放すること。 |
| 五 ハ ポンプの作動部分を取り出し、かつ、弁 箱を開放すること。 | 六 ハ ポンプの作動部分を取り出し、かつ、弁 箱を開放すること。 |
| 六 ハ ポンプの作動部分を取り出し、かつ、弁 箱を開放すること。 | 七 ハ ポンプの作動部分を取り出し、かつ、弁 箱を開放すること。 |
| 七 ハ ポンプの作動部分を取り出し、かつ、弁 箱を開放すること。 | 八 ハ ポンプの作動部分を取り出し、かつ、弁 箱を開放すること。 |
| 八 ハ ポンプの作動部分を取り出し、かつ、弁 箱を開放すること。 | 九 ハ ポンプの作動部分を取り出し、かつ、弁 箱を開放すること。 |
| 九 ハ ポンプの作動部分を取り出し、かつ、弁 箱を開放すること。 | 十 ハ ポンプの作動部分を取り出し、かつ、弁 箱を開放すること。 |
| 十 ハ ポンプの作動部分を取り出し、かつ、弁 箱を開放すること。 | 十一 ハ ポンプの作動部分を取り出し、かつ、弁 箱を開放すること。 |
| 十一 ハ ポンプの作動部分を取り出し、かつ、弁 箱を開放すること。 | 十二 ハ ポンプの作動部分を取り出し、かつ、弁 箱を開放すること。 |
| 十二 ハ ポンプの作動部分を取り出し、かつ、弁 箱を開放すること。 | 十三 ハ ポンプの作動部分を取り出し、かつ、弁 箱を開放すること。 |
| 十三 ハ ポンプの作動部分を取り出し、かつ、弁 箱を開放すること。 | 十四 ハ ポンプの作動部分を取り出し、かつ、弁 箱を開放すること。 |

| | |
|--------------------------------------|--------------------------------------|
| イ 配管等の位置を確認できるようにするこ と。 | 二 ハ ポンプの作動部分を取り出し、かつ、弁 箱を開放すること。 |
| 二 ハ ポンプの作動部分を取り出し、かつ、弁 箱を開放すること。 | 三 ハ ポンプの作動部分を取り出し、かつ、弁 箱を開放すること。 |
| 三 ハ ポンプの作動部分を取り出し、かつ、弁 箱を開放すること。 | 四 ハ ポンプの作動部分を取り出し、かつ、弁 箱を開放すること。 |
| 四 ハ ポンプの作動部分を取り出し、かつ、弁 箱を開放すること。 | 五 ハ ポンプの作動部分を取り出し、かつ、弁 箱を開放すること。 |
| 五 ハ ポンプの作動部分を取り出し、かつ、弁 箱を開放すること。 | 六 ハ ポンプの作動部分を取り出し、かつ、弁 箱を開放すること。 |
| 六 ハ ポンプの作動部分を取り出し、かつ、弁 箱を開放すること。 | 七 ハ ポンプの作動部分を取り出し、かつ、弁 箱を開放すること。 |
| 七 ハ ポンプの作動部分を取り出し、かつ、弁 箱を開放すること。 | 八 ハ ポンプの作動部分を取り出し、かつ、弁 箱を開放すること。 |
| 八 ハ ポンプの作動部分を取り出し、かつ、弁 箱を開放すること。 | 九 ハ ポンプの作動部分を取り出し、かつ、弁 箱を開放すること。 |
| 九 ハ ポンプの作動部分を取り出し、かつ、弁 箱を開放すること。 | 十 ハ ポンプの作動部分を取り出し、かつ、弁 箱を開放すること。 |
| 十 ハ ポンプの作動部分を取り出し、かつ、弁 箱を開放すること。 | 十一 ハ ポンプの作動部分を取り出し、かつ、弁 箱を開放すること。 |
| 十一 ハ ポンプの作動部分を取り出し、かつ、弁 箱を開放すること。 | 十二 ハ ポンプの作動部分を取り出し、かつ、弁 箱を開放すること。 |
| 十二 ハ ポンプの作動部分を取り出し、かつ、弁 箱を開放すること。 | 十三 ハ ポンプの作動部分を取り出し、かつ、弁 箱を開放すること。 |
| 十三 ハ ポンプの作動部分を取り出し、かつ、弁 箱を開放すること。 | 十四 ハ ポンプの作動部分を取り出し、かつ、弁 箱を開放すること。 |

| 区分 | 種類 | 一 國際航海に從事第一種中間検査する船舶（湖沼等に於いて航行の用に供する船舟類を含む。） | | 時 期 |
|---|-------------------------------------|---|---|--|
| | | 二 海洋汚染等防止証書の有効期間における船舶（湖沼等に於いて航行の用に供する船舟類を含む。） | 三 証書の有効期間における船舶（湖沼等に於いて航行の用に供する船舟類を含む。） | |
| 第一種中間検査（有害水バラスト等に係るものに限る。） | 第一種中間検査（有害水バラスト等に係るものに限る。） | 二 國際航海に從事第一種中間検査する船舶（有害水バラスト等に係るものに限る。） | 三 証書の有効期間における船舶（有害水バラスト等に係るものに限る。） | 後三月以内（当該延長期間内に同表に定める時期が到来する場合における当該時期を除く。） |
| 第二種中間検査（有害水バラスト該時期に第一種中間検査基準日の前までの間） | 第一種中間検査（有害水バラストの起算日から二ヶ月を経過する日までの間） | 二 國際航海に從事第一種中間検査する船舶（有害水バラストの排出防止措置手引き書を備え置き、若水バラストも汚染防止措置手引き書を掲示すべきもの（湖沼等において航行の用に供する船舟類を含む。）に限る。） | 三 証書の有効期間における船舶（有害水バラストの排出防止措置手引き書を掲示すべきもの（湖沼等において航行の用に供する船舟類を含む。）に限る。） | 後三月以内（当該延長期間内に同表に定める時期が到来する場合における当該時期を除く。） |
| 排水防止設置中間検査（有害水バラスト該時期に第一種中間検査基準日の前までの間） | 第一種中間検査（有害水バラストの起算日から二ヶ月を経過する日までの間） | 二 國際航海に從事第一種中間検査する船舶（有害水バラストの排出防止措置手引き書を掲示すべきもの（湖沼等において航行の用に供する船舟類を含む。）に限る。） | 三 証書の有効期間における船舶（有害水バラストの排出防止措置手引き書を掲示すべきもの（湖沼等において航行の用に供する船舟類を含む。）に限る。） | 後三月以内（当該延長期間内に同表に定める時期が到来する場合における当該時期を除く。） |

| 船舶 定する 条に規 項 | 第二十 第三 海洋汚染等 時期を繰り上げて受け た第一種中間検査に合 格した日から起算して 三十九月を経過する日 | 船舶 掲げる 欄 | 掲げる 船舶 の下 経過する 日 |
|------------------------|--|------------------------|------------------------------|
| | | | 間 |
| (臨時検査) | 間 | から三十 九月を経過す る日まで | から三十 九月を経過す る日まで |
| 期間 | から三十 九月を経過す る日まで | 月を経過す る日まで | 月を経過す る日まで |
| 経過する 日 | から三十 九月を経過す る日まで | 月を経過す る日まで | 月を経過す る日まで |
| から三十 九月を経過す る日まで | 月を経過す る日まで | 月を経過す る日まで | 月を経過す る日まで |

| 分類 | 一 海洋汚染等防限する。) 及び海洋汚染等防止検査手帳 止証書 | 二 臨時臨時海洋汚染等防限する。) 及び海洋汚染等防止検査手帳 等防止証帳 (交付を受けている船舶に限る。) | 三 海洋汚染等防合に限る。) 等防止証帳 (交付を受けている船舶に限る。) | 四 國際 次に掲げる書類 (タンカー及び有害液体 海洋汚染等体物質ばら積船以外の船舶にあつては 等防止証イニに掲げる書類に限る。) | 五 國際 海洋汚染等防合に限る。) 等防止証書及び海洋汚染等防止検査手帳又は 証書及び海洋汚染等防限する。) 及び海洋汚染等 等防止証書 (き損した場合に 止証書) |
|----|------------------------------------|---|--|---|--|
| 書 | 帳 | 止検査手 | 書 | 帳 | 止証書 |

第二十九条 船舶所有者は、海洋汚染等防止証書、臨時海洋汚染等防止証書、海洋汚染等防止証書、検査手帳又は国際海洋汚染等防止証書を滅失し、又はき損した場合は、海洋汚染等防止証書等再交付申請書（第十四号様式）を地方運輸局長に提出し、その再交付を受けることができる。
2 海洋汚染等防止証書等再交付申請書には、次の表の上欄に掲げる書類の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

3 船級協会は、検査対象船級船に係る第一項の確認を受けた者からの申請により、国際海洋汚染等防止証書の裏面に当該検査対象船級船が法定第十九条の三十七第五項の規定の適用を受けている旨を記載するものとする。

4 第二項の規定により国際海洋汚染等防止証書の返付を受けた者は、当該国際海洋汚染等防止証書の有効期間の満了前に受けた定期検査に係る国際海洋汚染等防止証書の交付を受けようとするときは、従前の国際海洋汚染等防止証書を地方運輸局長に提出しなければならない。

5 第二十二条の二第一項の規定は、国際海洋汚染等防止証書について準用する。

(海洋汚染等防止証書等の再交付)

る旨を記載して、定期検査を申請した者に返付するものとする。

| 書類の区分 | 一 海洋汚染等防止証書 | 二 國際海洋汚染等防止証書 | 三 染等防止証書 |
|---|--|------------------------------------|----------------------------|
| 添付書類 | 海洋汚染等防止証書及び海洋汚染等防止検査手帳 | 国際海洋汚染等防止証書、海洋汚染等防止証書及び海洋汚染等防止検査手帳 | 染等防止検査手帳 |
| 防 止 証 書 | 防 止 檢 查 手 帳 | 防 止 檢 查 手 帳 | 防 止 檢 查 手 帳 |
| 第三十一条 船舶所有者は、次に掲げる場合に は、遅滞なく、その受有する証書（第四号の場 合にあつては、発見した証書）を地方運輸局長 に返納しなければならない。 一 船舶が滅失し、沈没し、又は解撤されたと き。 | 第一項の規定により海洋汚染等防止証書の書 換えを受けようとする事項が船舶法第五条第二 項に規定する船舶国籍証書又は同法第十三条第三 項に規定する仮船舶国籍証書に記載された事 項に係るものである場合は、これを地方運輸局 長に提示しなければならない。 地方運輸局長は、第一項の規定による海洋汚 染等防止証書の書換えの申請があつた場合にお いて、その変更が臨時的なものであると認める ときは、書換えに代えて当該海洋汚染等防止証 書の裏面にその記載事項の一部を変更した旨及 びその変更が効力を有する期間を記載するもの とする。 (証書の返納) | 4 | |

第三十条 船舶所有者は、海洋汚染等防止証書の記載事項を変更した場合は、速やかに、海洋汚染等防止証書等書換申請書（第十五号様式）を地方運輸局長に提出し、その書換えを受けなければならない。

2 海洋汚染等防止証書等書換申請書には、次の表の上欄に掲げる書類の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

| | |
|---|--|
| 3 | |
| | <p>臨時海洋汚染等防止証書及び海洋汚染等防止検査手帳（交付を受けている船舶に限る。）</p> <p>ロ　船舶検査証書及び船舶検査手帳又は臨時航行許可証及び船舶検査手帳（交付を受けている船舶に限る。）</p> <p>書又は国際海洋汚染等防止証書（以下この項及び第三十一条において「証書」という。）を滅失したことにより再交付を受けた場合は、滅失した証書は、その効力を失うものとする。（海洋汚染等防止証書等の書換え）</p> |

二 船舶が第二条に規定する船舶でなくなつたとき。

三 証書の有効期間が満了したとき。

四 証書を滅失したことにより証書の再交付を受けた後、その滅失した証書を発見したこと。

五 前各号に掲げる場合のほか、船舶が当該証書を受有することを要しなくなつたとき。
(海洋汚染等防止証書等の返付等)

第三十二条 地方運輸局長は、中間検査、臨時検査又は臨時航行検査の結果、海洋汚染防止設備等又は大気汚染防止検査対象設備が法第五条第四項若しくは法第五条の二、法第九条の三第二項若しくは第三項、法第十条の二第二項、法第十七条の二第二項第一号若しくは第五項又は法第十九条の七第四項、第十九条の二十一第二項、第十九条の二十四第二項若しくは第十九条の三十五の四第二項に規定する技術上の基準(以下この項において「技術基準」という。)に適合すると認める場合は、第六条第一項の規定により提出された海洋汚染等防止証書、海洋汚染等防止検査手帳及び国際海洋汚染等防止証書(臨時航行検査にあつては、海洋汚染等防止検査手帳)を当該検査の申請者に返付するものとする。この場合は、その裏面に技術基準に適合すると認めた旨(中間検査を行つた場合に限る)を記載するものとする。

船舶協会は、国際海洋汚染等防止証書を受有する検査対象船級船が法第十九条の四十六第二項に規定する検査(中間検査に相当する検査を除く。)に合格した場合は、当該国際海洋汚染等防止証書の裏面に当該検査に合格した旨を記載するものとする。

(予備検査に係る証印及び合格証明書)

第三十三条 予備検査に合格した物件に対してもは、法第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法第九条第三項の規定により証印(第十六号様式)を付するものとする。

2 予備検査を受けた者は、前項の規定による証印を付された物件について、地方運輸局長に予備検査合格証明書交付申請書(第十七号様式)を提出し、予備検査合格証明書(第十八号様式)の交付を受けることができる。

3 予備検査合格証明書の受有者は、これを滅失し、又はき損した場合は、予備検査合格証明書交付申請書(第十九号様式)を当該予備検査

4 合格証明書を交付した地方運輸局長に提出し、
その再交付を受けることができる。

4 予備検査合格証明書再交付申請書には、予備
検査合格証明書（き損した場合に限る。）を添
付しなければならない。
(第一議定書締約国等の船舶に対する証書の交
付)

第三十四条 法第十九条の五十三の規定により交
付する第一議定書締約国、船舶バラスト水規制
管理条約締約国又は第二議定書締約国の船舶に
係る国際海洋汚染等防止証書に相当する証書
は、当該第一議定書締約国、船舶バラスト水規
制管理条約締約国又は第二議定書締約国の政府
の要請に基づいて交付した旨記載された第二十
六条に規定する国際海洋汚染等防止証書とす
る。

第三十五条から第四十二条まで 削除

第五章 雜則

(再検査)

第四十三条 法第十九条の四十七第一項及び法第
十九条の四十九第一項において準用する船舶安
全法第十一条第一項の規定による再検査を申請
しようとする者は、検査に対する不服の事項及
びその理由を記載した再検査申請書を当該検査
を行つた地方運輸局長を経由して国土交通大臣
に提出しなければならない。
(報告等)

第四十四条 船長又は船舶所有者は、次に掲げる
おそれがあると認められるときは、速やかに、
地方運輸局長（船舶が第一議定書締約国にある
場合であつて第一号に掲げるおそれがあるとき
にあつては、地方運輸局長、当該第一議定書締
約国の政府及び日本の領事官、船舶（有害水バ
ラストの排出防止に関する設備を設置し、又は
有害水バラスト汚染防止措置手引書を備え置
き、若しくは掲示すべき船舶（湖沼等において
航行の用に供する船舟類を含む。）に限る。第
二号において同じ。）が船舶バラスト水規制管
理条約締約国にある場合であつて第二号に掲げ
るおそれがあるときになつては、地方運輸局

長、当該船舶バラスト水規制管理条例の規定による場合における設備確認、型式指定又は変更承認を受けた場合における設備確認、型式指定又は変更承認の手数料の額は、前項の規定にかかる場合は、別表第一の四に定める額の手数料を納付しなければならない。

外国において設備確認、型式指定又は変更承認を受けた場合における設備確認、型式指定又は変更承認の手数料の額は、前項の規定にかかる場合は、別表第一の四に定める額の手数料を納付しなければならない。

政府及び日本の領事官、船舶が第二議定書締約国に於ける場合であつて第三号に掲げるおそれがあるときにつきには、地方運輸局長、当該第二議定書締約国の政府及び日本の領事官に対する報告し、その旨を報告しなければならない。ただし、事故に関する地方運輸局長又は日本の領事官に対する報告については、当該地方運輸局長又は当該日本の領事官に対し、船員法（昭和十二年法律第百号）第十九条又は船舶安全法施行規則第五十条の二第一項の規定による報告を行つた場合は、それこれを省略することができる。

一 船舶に事故が発生し又は海洋汚染防止設備等（有害水バラストの排出防止に関する設備を除く。）に欠陥が発見された場合における海洋環境の保全に影響を及ぼすおそれ（次号に掲げるものを除く。）

二 船舶に事故が発生し又は有害水バラストの排出防止に関する設備に欠陥が発見された場合における有害水バラストの排出（湖沼等に流出し、又は落とす場合を含む。）に係る海洋環境（湖沼等の環境を含む。）の保全に影響を及ぼすおそれ

三 船舶に事故が発生し又は大気汚染防止検査対象設備に欠陥が発見された場合における船舶から放出される排出ガスによる大気の汚染又はオゾン層の破壊に係る環境の保全に影響を及ぼすおそれは、その事實について調査を行うことができること。

（手数料）

3 放出量確認（法第十九条の十八に規定する放出量確認に相当する確認を含む。）及び原動機取扱手引書の承認を受けようとする者は、別表第一の五に定める額（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報通信技術活用法第六条第一項の規定による手数料の額に十一万三千七百円を加算した額とする。）の額に十一万三千七百円を加算した額とする。

4 外国において放出量確認及び原動機取扱手引書の承認を受ける場合における放出量確認及び原動機取扱手引書の承認の手数料の額は、前項の規定にかかるわらず、同項の規定による手数料の額に十一万三千七百円を加算した額とする。

5 手引書承認等又は相当手引書承認等を受けようとする者は、別表第一の七に定める額（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請をする場合にかかるわらず、同項の規定による手数料の額に十一万三千七百円を加算した額とする。）の手引書承認等の手数料の額は、前項の規定にかかるわらず、同項の規定による手数料の額に十一万三千七百円を加算した額とする。

6 外国において手引書承認等を受ける場合における手引書承認等の手数料の額は、前項の規定にかかるわらず、同項の規定による手数料の額に十一万三千七百円を加算した額とする。

7 法定検査、法第十九条の五十三各項の検査又は予備検査を受けようとする者は、別表第一に定める額（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して検査の申請をする場合にかかるわらず、同項の規定による手数料の額に十一万三千七百円を加算した額とする。）の手数料を納付しなければならない。

8 外国において法定検査を受ける場合における法定検査の手数料の額は、前項の規定にかかるわらず、同項の規定による手数料の額に十一万三千七百円（初めて航行の用に供するときに行う定期検査を受ける場合は、四十八万五千二百円）を加算した額とする。

9 外国において予備検査を受ける場合における予備検査の手数料の額は、第三項の規定にかかるわらず、別表第二に定める手数料の額（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して予備検査の申請をする場合にかかるわらず、別表第二の二に定める手数料の額）に、一件の申請につき、一万三千七百円を加算した額とする。

10 國際大気汚染防止原動機証書の再交付若しくは書換え、國際二酸化炭素排出抑制船舶証書の再交付若しくは書換え、海洋汚染等防止証書の

再交付若しくは書換え、国際海洋汚染等防止証書の交付、再交付若しくは書換え、臨時海洋汚染等防止証書若しくは海洋汚染等防止証書若しくは検査対象船級船に係る海洋汚染等防止証書若しくは臨時海洋汚染等防止証書の交付を受けようとする者は、別表第三に定める額（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して交付、再交付又は書換えの申請をする場合にあつては、別表第三の二に定める額）の手数料を納付しなければならない。

11　外国において予備検査合格証明書の交付を受ける場合における交付の手数料の額は、前項の規定にかかわらず、一通につき千四百五十円（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して交付の申請をする場合にあつては、千二百五円）とする。

12　前各項の規定による手数料は、手数料の額に相当する収入印紙を手数料納付書（第二十号様式）に貼つて納付しなければならない。

（権限の委任）

(施行期日) 附

て準用する場合を含む)、法第十九条の三十三項から第四項まで(法第十九条の五十一第四項において準用する場合を含む)及び法第十九条の五十一第一項に規定する国土交通大臣の权限は、地方运輸局長も行うことができる。

第一項の規定により地方运輸局長が行うこととされた权限は、当該船舶の所在地が运輸支局等の管轄区域内に存する場合は、当該所在地を管轄する運輸支局等の長が行う。

第二項の規定により地方运輸局長が行うことができることとされた权限は、当該船舶の所在地が运輸支局等の管轄区域内に存する場合は、当該所在地を管轄する運輸支局等の長も行うことができる。

応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる日までの間は、第二十条第一項第二号に掲げる船舶に該当しないものとする。

に掲げる行政庁に対しして申申請、届出その他
の行為（以下「申請等」という。）は、同表の
下欄に掲げるそれぞれの行政庁に対しした申
請等みなす。

（施行期日）
1 この省令は、昭和六十一年一月七日から施行する。

（施行期日）
1 この省令は、平成元年四月一日から施行する。
（附録）

| | |
|--|----------|
| 北海海運局長 | 北海道運輸局長 |
| 東北海海運局長（山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合を除く。） | 東北運輸局長 |
| 東北海海運局長（山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合に限る。）及び新潟海運監理部長 | 新潟運輸局長 |
| 関東海運局長 | 関東運輸局長 |
| 東海海運局長 | 中部運輸局長 |
| 近畿海運局長 | 近畿運輸局長 |
| 中国海運局長 | 中国運輸局長 |
| 四国海運局長 | 四國運輸局長 |
| 九州海運局長 | 九州運輸局長 |
| 神戸海運局長 | 神戸海運監理部長 |
| 札幌陸運局長 | 北海道運輸局長 |
| 仙台陸運局長 | 東北運輸局長 |
| 新潟陸運局長 | 新潟運輸局長 |
| 東京陸運局長 | 関東運輸局長 |
| 名古屋陸運局長 | 中部運輸局長 |
| 大阪陸運局長 | 近畿運輸局長 |
| 広島陸運局長 | 中国運輸局長 |
| 高松陸運局長 | 四國運輸局長 |
| 福岡陸運局長 | 九州運輸局長 |

（施行期日）
1 この省令は、昭和六十一年一月七日から施行する。

（施行期日）
1 この省令は、平成元年四月一日から施行する。
（附録）

（施行期日）
附 則（昭和六一年一月二九日運輸省令第
四〇号）抄
第一条 この省令は、昭和六十一年一月七日から施行する。
附 則（昭和六一年一月二九日運輸省令第
四〇号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第五十八号）以下「改正法」という。附則第一条第四号に定める日（昭和六十年四月六日。以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第二条中海洋汚染防止設備等検査規則別表第一の改正規定、第三条から第五条までの規定及び第十三条中船舶設備規程等の一部を改正する省令附則第七条の改正規定（同条第四項から第六項までに係る部分に限る。）並びに附則第七条の規定は、改正法附則第一条第三号に定める日（昭和六十一年十二月一日）から施行する。
（海洋汚染防止設備等検査規則の一部改正に伴う経過措置）
第四条 第十三条の規定による改正後の船舶設備規程等の一部を改正する省令附則第七条第三項第二号に掲げる液体化学薬品ばら積船適合証書は、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則第二十六条第一項第二号に掲げるばら積みの有害液体物質の運送のための国際汚染防止証書とみなす。
附 則（昭和六年三月二十五日運輸省令第
二五号）
（施行期日）
第一条 この省令は、昭和六十一年四月一日から施行する。ただし、第十五条の規定（「一万五千円」を「一万七千円」に改める部分を除く。）及び第二十二条中海洋汚染防止設備等検査規則別表第一の改正規定（有害液体物質の排出防止に関する設備等に係る部分に限る。）は、海洋汚染する法律（昭和五十八年法律第五十八号）附則第一条第四号に定める日（昭和六十二年四月六日）から施行する。
（経過措置）
二 この省令の施行前にした申請に係る手数料に
関しては、なお従前の例による。
附 則（平成元年三月三一日運輸省令第
一二号）抄

（施行期日）
1 この省令は、平成元年四月一日から施行する。
（附録）

を受ける場合の手数料は、第三条の規定による改正後の海洋汚染防止設備等及び油濁防止緊急措置手引書検査規則（以下「新検査規則」といいう。）第四十五条第一項の規定にかかわらず、次の表に定める額とする。

| 検査の種類 | 船舶の区分 | 定期検査 | |
|-------|-----------|--------|--------|
| | | 船舶の区分 | 金額（円） |
| | タンカー以外の船舶 | 一〇、九〇〇 | 九、九〇〇 |
| | タンカー | 一〇、九〇〇 | 一〇、九〇〇 |

2 現存船の船舶所有者が、改正法附則第三条第一項に規定する経過日までの間に、油の排出防止に関する設備等について、定期検査又は新法第十七条の四に規定する中間検査（以下「中間検査」という。）（油濁防止緊急措置手引書に係るものを除く。）を受ける場合の手数料は、なお従前の例による。

3 現存船の船舶所有者が、油濁防止緊急措置手引書についての定期検査を受ける場合であつて、新検査規則第十八条第一号に規定する油の排出防止に関する設備等についての中間検査を同時に受けたときは、新検査規則第四十五条第一項の規定にかかわらず、油濁防止緊急措置手引書についての定期検査の手数料は第一項の表に定める額とし、油の排出防止に関する設備等についての中間検査の手数料は、なお従前の例による。

4 現存船の船舶所有者が油濁防止緊急措置手引書についての定期検査（油の排出防止に関する設備等に係るもの）を受けた場合における当該油濁防止緊急措置手引書についての新検査規則第十四条第一項及び第三項の適用については、同一条第一項の表の第三項の欄中「又は第一種中間検査に合格した日から起算して二十四ヶ月を経過した」とあるのは、「に合格後、油の排出防止に関する設備等に係る第一種中間検査を受ける」と、「第一種中間検査又はその時期を繰り上げて受けた第二種中間検査に合格した日から起算して十二ヶ月を経過した日（その日が第一種中間検査を受けるべき日である場合におけるその日を除く。）」とあるのは、「に合格後、油の排出防止に関する設備等に係る第二種中間検査を受ける日」と、同条第三項中「又は第一種中間検査に合格した日から起算して三十六ヶ月を経過した」とあるのは「に合格後、油の排出防止に関する設備等に係る第一種中間検査を受ける」とする。

附 則（平成五年三月二九日運輸省令第二号）抄

| 第一条（施行期日）この省令は、平成五年七月六日から施行する。 | |
|--------------------------------|--|
| （施行期日） | |
| （新規則） | |
| （新規則） | |
| （新規則） | |

| 第一条（施行期日）この省令は、平成五年七月六日から施行する。 | |
|--------------------------------|--|
| （施行期日） | |
| （新規則） | |
| （新規則） | |
| （新規則） | |

| 第一条（施行期日）この省令は、平成六年四月一日から施行する。 | |
|--------------------------------|--|
| （施行期日） | |
| （新規則） | |
| （新規則） | |
| （新規則） | |

| 第一条（施行期日）この省令は、平成六年四月一日から施行する。 | |
|--------------------------------|--|
| （施行期日） | |
| （新規則） | |
| （新規則） | |
| （新規則） | |

| 第一条（施行期日）この省令は、平成九年三月二一日から施行する。 | |
|---------------------------------|--|
| （施行期日） | |
| （新規則） | |
| （新規則） | |
| （新規則） | |

| 第一条（施行期日）この省令は、平成九年三月二一日から施行する。 | |
|---------------------------------|--|
| （施行期日） | |
| （新規則） | |
| （新規則） | |
| （新規則） | |

止検査対象設備の検査等に関する規則の様式によるものとみなす。

省令第八二号

省令第八二号抄

(施行期日)

第一条 この省令は、二千一年の船舶の有害な防汚方法の規制に関する国際条約が日本国につい

て努力を生ずる日（以下「旅行日」といふ）から施行する。

附見(五月一五金九月一九日國二交道省令第九三号)抄
(施丁期日)

第一条 この省令は、平成十五年九月二十七日から施行する。

ら施行する。
（海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措

昌三日、讀管橫石類見の一書、已ては、何、續文擇置)

第四条 改正前附屬書海域を航行する船舶に係る
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第
十九条の三十六の国土交通省令で定める沿岸

は、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検

査等に関する規則（以下「新検査規則」といふ。）第二条第四項の規定にかかるわらず、国際

以上又は最大搭載人員十一人以上のものとする。この場合における新検査規則第二十六条第

一項第三号の国際汚水汚染防止証書（以下「証書」という。）は、新検査規則第十二号の三様

式又はこの省令の附則様式によるものとする。
2 この省令の施行の際現にあるこの省令による
改正前の様式又は書式による申請書、正明書を

の他の文書は、この省令による改正後のそれぞれの様式又は書式にかかわらず、当分の間、な

おこれを使用することができる。
附則様式

1

式による海洋汚染等防止証書を交付することができる。この場合において、当該海洋汚染等防止証書の交付は、施行日に行われたものとみなす。

| | | |
|--|---|---|
| の に該 当するも の に「Z 類物質 等」と いう。」 第一 第二 第三 号に 揭げる Z類物 質等 (以下 単に 「Z 類物質 等」と い う。) | A 類物質 等の うち、 令別表 第一 第二 第三 号に 揭げる Y類物 質等 (以下 単に 「Y 類物質 等」と い う。) | A 類物質 等の うち、 令別表 第一 第二 号に 揭げる Y類物 質等 (以下 単に 「Y 類物質 等」と い う。) |
|--|---|---|

| 予備洗浄装置 | 予備洗浄装置 | 予備洗浄装置 | 予備洗浄装置 | 予備洗浄装置 | 予備洗浄装置 |
|--------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| なし | なし | なし | なし | なし | なし |
| 2 1 2 を行う場合に限る。予備洗浄装置 | ストリッピング装置 | ストリッピング装置 | ストリッピング装置 | ストリッピング装置 | ストリッピング装置 |
| 2 1 2 を行う場合に限る。予備洗浄装置 | 予備洗浄装置 | 予備洗浄装置 | 予備洗浄装置 | 予備洗浄装置 | 予備洗浄装置 |

| | | | | |
|----|-----------------|------------------------|-----------------------------------|---|
| もの | うち、Z類物質等に該当するもの | B類物質等のうち、Y類物質等に該当するもの。 | （以下単に「B類物質等」という。）のうち、X類物質等に該当するもの | 旧令別表第二号に掲げるB類物質等（以下単に「B類物質等」という。）のうち、X類物質等に該当するもの |
|----|-----------------|------------------------|-----------------------------------|---|

| | | | | | | |
|-----|-----------|-----------------------|-----------------------|---------------------------|--------------------------|---------------------------------|
| るもの | 質等に該当するもの | C類物質等のうち、Y類物質等に該当するもの | C類物質等のうち、X類物質等に該当するもの | 「C類物質等」のうち、「X類物質等」に該当するもの | 第三号に掲げる「C類物質等」のうち、(一)のもの | 旧令別表第一の第三号に掲げる「C類物質等」のうち、(一)のもの |
|-----|-----------|-----------------------|-----------------------|---------------------------|--------------------------|---------------------------------|

| |
|--|
| <p>ミリパスカル秒以上の粘度を有するものの輸送の用に供される船舶にあっては、洗浄水加熱装置を有するものに限る。)</p> |
| <p>旧令別表第一 希釈 第四号に掲げ るD類物質等 のうち、X類 物質等、Y類 物質等又はZ 類物質等に該 当するもの</p> |
| <p>置 グ 装 ビ ン ス ト リ ッ ピ ン グ 装 置</p> |
| <p>1 予備洗浄装置（予備洗浄 1又は予備洗浄2を行う場合 に限る。）</p> |
| <p>2 予備洗浄装置（予備洗浄 2を行う場合に限る。）</p> |

(海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査

則」という。第十二号の四様式の国際大気汚染防止証書とみなす。

第二條 第十二号の四様式の改正規定の施行の際 (経過措置)

| |
|--|
| <p>(海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第六条 この省令の施行の際現に交付を受けている第五条の規定による改正後の海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則第十二号様式による国際油汚染防止証書は、第五条の規定による改正後の海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則第十二号様式による国際油汚染防止証書とみなす。</p> |
| <p>附 則 (平成一九年七月二日国土交通省令第六九号) 抄</p> |
| <p>(施行期日)</p> |
| <p>第一条 この省令は、平成十九年八月一日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p>（海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則の一部改正に伴う経過措置）</p> |
| <p>第三条 この省令の施行の際現に交付を受けている第三条の規定による改正前の海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則第十二号様式による国際油汚染防止証書は、第三条の規定による改正後の海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則第十二号様式による国際油汚染防止証書とみなす。</p> |
| <p>附 則 (平成二二年六月二八日国土交通省令第三七号) 抄</p> |
| <p>(施行期日)</p> |
| <p>第一条 この省令は、平成二十二年七月一日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> |
| <p>第三条 この省令の施行の際現に交付されている第三条の規定による改正前の海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則（次項において「旧検査規則」という。）第十二号様式の四様式の国際大気汚染防止証書は、当該船舶について施行日以後最初に行われる定期検査、中間検査又は臨時検査の時期までは、同条の規定による改正後の海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則（次項において「新検査規則」という。）第十二号様式の四様式の国際大気汚染防止証書は、新検査規則第十二号様式の国際油汚染防止証書とみなす。</p> |
| <p>附 則 (平成二二年五月一九日国土交通省令第四二号) 抄</p> |
| <p>(施行期日)</p> |
| <p>第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十二号の四様式の改正規定は、平成二十四年二月一日から施行する。</p> |
| <p>附 則 (平成二二年五月一九日国土交通省令第五六号) 抄</p> |
| <p>(施行期日)</p> |
| <p>第一条 この省令は、平成二十三年一月一日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> |
| <p>第二条 この省令の施行の際現に国際航海に従事する総トン数百五十トン以上のタンカーに交付されている第三条の規定による改正前の海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則（以下「旧検査規則」という。）第十二号様式の国際油汚染防止証書は、当該タンカーについて施行日以後最初に行われる定期検査、中間検査又は臨時検査の時期までは、同条の規定による改正後の海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則（以下「新検査規則」という。）第十二号様式の国際油汚染防止証書とみなす。</p> |
| <p>附 則 (平成二二年五月一九日国土交通省令第四二号) 抄</p> |
| <p>(施行期日)</p> |
| <p>第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十二号の四様式の改正規定は、平成二十四年二月一日から施行する。</p> |

第二條 第十二号の四様式の改正規定の施行の際 (経過措置)

第二条 第十二号の四様式の改正規定の施行の際に交付されているこの省令による改正前の海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則第十二号の四様式による国際大気汚染防止証書は、この省令による改正後の海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則第十二号の四様式による国際大気汚染防止証書とみなす。

附 則 (平成二十四年二月二八日国土交通省令第九一号)抄

(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。
(経過措置)

第四条 この省令の施行の際に現に交付されている第四条の規定による改正前の海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止措置手引書の検査等に関する規則第十二号の三様式の国際汚水汚染防止証書及び第十二条の規定による改正前の国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則第七号様式の船舶保安証書は、新検査規則第十二号の三様式の国際汚水汚染防止証書及び第十二条の規定による改正後の国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則第七号様式の船舶保安証書とみなす。

附 則 (平成二六年三月三一日国土交通省令第三七号)

(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。
(経過措置)

附 則 (平成二六年九月一日国土交通省令第七三号)

(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十六年十月一日から施行する。

| 第2種中間検査 | | | | | | | | | | |
|---|---|--------------------|---|--------------------|---|--------------------|---|--------------------|---|--|
| 引書 及 び 有 害 液 体 物 質 に 付 け て の 措 置 手 引 書 防 止 設 備 緊 急 液 体 物 質 等 を 有 す る 排 出 液 体 物 質 の 排 出 手 引 書 防 止 設 備 緊 急 液 体 物 質 等 を 有 す る 関 連 手 引 書 | 引書 措 置 緊 急 油 漏 防 止 設 備 手 の 船 舶 の 外 か ら 以 上 の タ ン カ ー の 船 舶 の 長 船 舶 の ト ル (メ タ ン ガ ス) 一 さ の | | 引書 措 置 緊 急 油 漏 防 止 設 備 手 の 船 舶 の 長 船 舶 の ト ル (メ タ ン ガ ス) 一 さ の | | 書 置 手 引 船 舶 の 外 か ら 以 上 の タ ン カ ー の 船 舶 の 長 船 舶 の ト ル (メ タ ン ガ ス) 一 さ の | | 書 置 手 引 船 舶 の 外 か ら 以 上 の タ ン カ ー の 船 舶 の 長 船 舶 の ト ル (メ タ ン ガ ス) 一 さ の | | 書 置 手 引 船 舶 の 外 か ら 以 上 の タ ン カ ー の 船 舶 の 長 船 舶 の ト ル (メ タ ン ガ ス) 一 さ の | |
| 総 数 (ト ン) | 金 額 (円) | 総 数 (ト ン) | 金 額 (円) | 総 数 (ト ン) | 金 額 (円) | 総 数 (ト ン) | 金 額 (円) | 総 数 (ト ン) | 金 額 (円) | |
| 満未 5 4 | 0 1 | 0 1 | 0 0 8 2 1 | | 満未 5 4 | 0 1 | 0 1 | 0 1 | 0 1 | |
| 満未 0 7 上以 5 4 | 1 , | 1 , | 未 0 , | 0 0 3 2 2 | 満未 0 7 上以 5 4 | 7 , | 未 0 , | 9 , | 未 0 , | |
| 0 0 1 上以 0 7 | 1 0 | 0 0 | 0 , | 0 0 9 2 2 | 満未 0 0 1 上以 0 7 | 5 0 | 0 , | 2 0 | 0 0 | |
| 0 4 1 上以 0 0 1 | 0 1 | 0 1 | 0 , | 0 0 6 4 2 | 満未 0 4 1 上以 0 0 1 | 0 1 | 0 1 | 0 2 | 0 1 | |
| 0 8 1 上以 0 4 1 | 2 , | 2 , | 以上 , | 0 0 6 1 3 | 満未 0 8 1 上以 0 4 1 | 9 , | 以上 , | 1 , | 0 0 , | |
| 上以 0 8 1 | 9 0 | 9 0 | 0 , | 0 0 9 1 4 | 上以 0 8 1 | 6 0 | 0 , | 4 0 | 0 0 | |

| 査検備予る係に造製 | | | | | | | | | | | | 手引書 | | | | | |
|-----------|------------------|--------------------|--------------------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|----------|----------|--------|-----------|--------|
| 油分濃度計 | 位置 ビルジ用濃度監視装置 | 標準のもの ん尿等の排出連結具 | 標準のもの ルジ等の排出連結具 | 油水分離器 | 書置手引 | 防止措 | 質放物 | 発性揮 | 及び揮 | 象設備 | 検査対 | 染防止 | 大気汚 | | | | |
| | | | | | 船舶以外の船 | 船舶以外の船 | 原油タ | 原油タ | ンカーラ | ンカーラ | 原油タ | 原油タ | 船舶の運航する用 | 船舶の運航する用 | おおいな | お沼等の運航する用 | |
| | | | | | (金額) | (金額) | (トントン) | (トントン) | (トントン) | (トントン) | (トントン) |
| 0円 | 0円 | 1個につき | 0円 | 1個につき | 0円 | 1個につき | 0円 | 1個につき | 0円 | 1個につき | 0円 | 1個につき | 0円 | 1個につき | 0円 | 20,000 | 01,000 |
| 6,8, | 5,6, | 2, | 8, | 2, | 52, | 02,9, | 01,0 | 01,0 | 00,0 | 00,0 | 00,0 | 00,0 | 00,0 | 00,0 | 00,0 | 02,1,300 | 01,000 |
| 20 | 40 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 03,000 | 00,0 |

| 別表第一の二(第十七条、第四十五条関係) | 定期検査の手数料の額に相当する額とする。当該定期検査の手数料の額を超える場合は、当該定期検査の手数料の額に相当する額とする。 | 船舶の規制 | | | | | | |
|----------------------|--|------------|----------|----------|-----------|-------|------------|-----------|
| | | 船の規制 | | 引手書による規制 | | 油類の規制 | | |
| | | 船舶の規制 | 引手書による規制 | 油類の規制 | 油類の規制 | 油類の規制 | 油類の規制 | 油類の規制 |
| 船舶の規制 | 引手書による規制 | 油類の規制 | 油類の規制 | 油類の規制 | 油類の規制 | 油類の規制 | 油類の規制 | 油類の規制 |
| (人) 載最大員搭 | (金) 額 | ト(メ)ー(メ)ー | 長船舶のさ | 總(ト)ン | ト(メ)ー(メ)ー | 長船舶のさ | 總(ト)ン | ト(メ)ー(メ)ー |
| 002 | 00571 | | 満末54 | 020 | 01未滿 | 00942 | | 満末54 |
| 以002 | 00342 | 満末07上以54 | | 60 | 00未滿 | 00955 | 満末07上以54 | |
| 以004 | 00292 | 満末001上以07 | | 00 | 00未滿 | 00485 | 満末001上以07 | |
| 以006 | 000053 | 満末041上以001 | | 024 | 01以上 | 00336 | 満末041上以001 | |
| 以008 | 00605 | 満末081上以041 | | 60 | 00以上 | 00629 | 満末081上以041 | |
| 0001 | 00256 | 上以081 | | 00 | 00未滿 | 00821 | 上以081 | |

| 船舶の規制 | | | | | | | | |
|----------|-----------|-------|-------|-------|-----------|-------|---------|-------|
| 引手書による規制 | | | | | | | | |
| 油類の規制 | | | | | | | | |
| 船舶の規制 | 引手書による規制 | 油類の規制 | 油類の規制 | 油類の規制 | 油類の規制 | 油類の規制 | 油類の規制 | 油類の規制 |
| (金) 額 | ト(メ)ー(メ)ー | 長船舶のさ | 總(ト)ン | (金) 額 | ト(メ)ー(メ)ー | 長船舶のさ | 總(ト)ン | (金) 額 |
| 012 | 01未滿 | 01未滿 | 01未滿 | 019 | 01未滿 | 00451 | 満末 | |
| 500 | 00未滿 | 00未滿 | 00未滿 | 009 | 00未滿 | 00471 | 満末004上 | |
| 013 | 01以上 | 01以上 | 01以上 | 023 | 01以上 | 00612 | 満末008上 | |
| 900 | 00未滿 | 00未滿 | 00未滿 | 000 | 00未滿 | 00732 | 満末0001上 | |
| 00752 | | | | 000 | 00未滿 | 00752 | | 上以 |

| 船舶の規制 | | | | | | | | | | |
|----------|-----------|------------|-------|-------|-----------|-------|------------|-------|-----------|-------|
| 引手書による規制 | | | | | | | | | | |
| 油類の規制 | | | | | | | | | | |
| 船舶の規制 | 引手書による規制 | 油類の規制 | 油類の規制 | 油類の規制 | 油類の規制 | 油類の規制 | 油類の規制 | 油類の規制 | 油類の規制 | 油類の規制 |
| (金) 額 | ト(メ)ー(メ)ー | 長船舶のさ | 總(ト)ン | (金) 額 | ト(メ)ー(メ)ー | 長船舶のさ | 總(ト)ン | (金) 額 | ト(メ)ー(メ)ー | 長船舶のさ |
| 00121 | | 満末54 | 014 | 01未滿 | 00351 | | 満末54 | 017 | 01未滿 | 019 |
| 00351 | | 満末07上以54 | 300 | 00未滿 | 00334 | | 満末07上以54 | 600 | 00未滿 | 030 |
| 00671 | | 満末001上以07 | 00 | 00未滿 | 00644 | | 満末001上以07 | 00 | 00未滿 | 000 |
| 00712 | | 満末041上以001 | 016 | 01以上 | 00174 | | 満末041上以001 | 021 | 01以上 | 023 |
| 00452 | | 満末081上以041 | 800 | 00未滿 | 00046 | | 満末081上以041 | 800 | 00未滿 | 007 |
| 00823 | | 上以081 | 00 | 00未滿 | 00087 | | 上以081 | 00 | 00未滿 | 000 |

| 船舶の規制 | | | | | | | | | |
|------------|-----------|--------|--------|--------|-----------|--------|------------|--------|-----------|
| 引手書による規制 | | | | | | | | | |
| 油類の規制 | | | | | | | | | |
| 船舶の規制 | 引手書による規制 | 油類の規制 | 油類の規制 | 油類の規制 | 油類の規制 | 油類の規制 | 油類の規制 | 油類の規制 | 油類の規制 |
| (金) 額 | ト(メ)ー(メ)ー | 長船舶のさ | 總(ト)ン | (金) 額 | ト(メ)ー(メ)ー | 長船舶のさ | 總(ト)ン | (金) 額 | ト(メ)ー(メ)ー |
| 1タングル以外の船舶 | シンガリオウ | シンガリオウ | シンガリオウ | シンガリオウ | シンガリオウ | シンガリオウ | シンガリオウ | シンガリオウ | シンガリオウ |
| 1タングル | 017 | 01未滿 | 019 | 01未滿 | 00351 | | 満末54 | 017 | 01未滿 |
| 54 | 017 | 01未滿 | 019 | 01未滿 | | 00334 | 満末07上以54 | 600 | 00未滿 |
| 54 | 300 | 00未滿 | 000 | 00未滿 | | 00644 | 満末001上以07 | 00 | 00未滿 |
| 07 | 000 | 00未滿 | 000 | 00未滿 | | 00174 | 満末041上以001 | 021 | 01以上 |
| 01 | 019 | 01以上 | 011 | 01以上 | | 00046 | 満末081上以041 | 800 | 00未滿 |
| 41 | 400 | 00未滿 | 020 | 00未滿 | | 00087 | 上以081 | 800 | 00未滿 |
| 81 | 000 | 00未滿 | 000 | 00未滿 | | | | 00 | 00未滿 |

| 査 検 間 中 種 | | | | | | | | | |
|--------------------|---------------|-------------------------------------|-------------------------------------|--|----------------|---------------|-------------------------------------|-------------------------------------|--------------------------------------|
| 手止汚染措置による船舶の有害防護措置 | | | | | 引書による船舶の有害防護措置 | | | | |
| 手止汚染措置による船舶の有害防護措置 | | | | | 引書による船舶の有害防護措置 | | | | |
| (金額) | (箇数) | 総トン | (金額) | ト(メ)ル | (金額) | (箇数) | 総トン | (金額) | ト(メ)ル |
| (円) | (ト) | (ト) | (円) | (メ) | (円) | (ト) | (ト) | (円) | (メ) |
| 0 1 5 , 4 0 | 0 1 未 0 , 0 0 | 0 0 3 0 1 , 0 0 1 2 1 , 0 0 8 3 1 , | 0 0 3 0 1 , 0 0 1 2 1 , 0 0 8 3 1 , | 満未 5 4 上以 5 4 上以 0 7 , 満未 0 0 1 上以 0 7 | 0 1 0 , 9 0 | 0 1 未 0 , 9 0 | 0 0 6 2 1 , 0 0 1 2 2 , 0 0 8 2 2 , | 0 0 6 2 1 , 0 0 1 2 2 , 0 0 8 2 2 , | 満未 0 7 上以 0 7 上以 0 0 1 |
| 0 1 7 , 6 0 | 0 1 以上 , 0 0 | 0 0 4 6 1 , 0 0 4 7 1 , 0 0 8 2 2 , | 0 0 4 6 1 , 0 0 4 7 1 , 0 0 8 2 2 , | 満未 0 4 1 上以 0 0 1 , 満未 0 8 1 上以 0 4 1 , 上以 0 8 1 | 0 1 2 , 7 0 | 0 1 以上 , 7 0 | 0 0 5 4 2 , 0 0 4 1 3 , 0 0 7 1 4 , | 0 0 5 4 2 , 0 0 4 1 3 , 0 0 7 1 4 , | 満未 0 4 1 上以 0 , 満未 0 8 1 上以 0 , 上以 0 |

| 査検の三十五の条九十第法 | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|-------------------|------------------|------------------------------|-------------|--------------|-------------|--------------|--------------|-------------------|
| 措置手引書による設置防止緊急措置等に付する有害液体の排出に関する手引書 | | 引書による設置緊急措置等の取扱い | | 油漏防護の取扱い | | 油の排出防止の取扱い | | 書類の提出と手引書の提出 | |
| 措置手引書による設置防止緊急措置等に付する有害液体の排出に関する手引書 | | のうちタンク船以外の船舶 | | のうちタンク船 | | のうちタンク船 | | のうちタンク船 | |
| (円)金額 | 船舶の大きさ(メートル) | (円)金額 | 総トン数(トントン) | (円)金額 | 船舶の大きさ(メートル) | (円)金額 | 船舶の大きさ(メートル) | (円)金額 | 船舶の大きさ(メートル) |
| 0 0 1 1 3 | 満未 5 4 | 0 3 | 0 1 未 0 , 満 0 , 0 0 | 0 0 2 0 4 | | 0 0 2 0 4 | | 0 0 2 0 4 | 満未 5 4 |
| 0 0 5 8 3 | 満未 0 7 上以 5 4 | 5 | | 0 0 1 1 7 | | 0 0 1 1 7 | | 0 0 1 1 7 | 満未 0 7 上以 5 4 |
| 0 0 9 3 4 | 満未 0 0 1 上以 0 7 | 8 | | 0 0 7 3 7 | | 0 0 7 3 7 | | 0 0 7 3 7 | 満未 0 0 1 上以 0 7 |
| 0 0 3 5 5 | 満未 0 4 1 上以 0 0 1 | 0 3 | 0 1 以上 0 , 9 , 0 0 | 0 0 9 9 7 | | 0 0 9 9 7 | | 0 0 9 9 7 | 満未 0 4 1 上以 0 0 1 |
| 0 0 3 7 6 | 満未 0 8 1 上以 0 4 1 | 9 | | 0 0 8 7 0 1 | | 0 0 8 7 0 1 | | 0 0 8 7 0 1 | 満未 0 8 1 上以 0 4 1 |
| 0 0 4 3 8 | 上以 0 8 1 | 9 | | 0 0 6 1 2 1 | | 0 0 6 1 2 1 | | 0 0 6 1 2 1 | 上以 0 8 1 |

| 別表第二(第四十五条関係) | 製造に係る予備 | 油水分離器 | 検査 | |
|------------------|---------|--------|----------|--|
| | | | (円) 金額 | |
| 認装置 備える連続置確に放 | 硫黄酸化物放 | 硫黄酸化物放 | 09,08 | |
| | 出低減装置 | 出低減装置 | 71,06,00 | |

| 別表第二の二(第四十五条関係) | 製造に係る予備 | 油水分離器 | 検査 | |
|------------------|---------|--------|-------------|-------------|
| | | | 整備に係る予備 | 改造、修理又は改 |
| 認装置 備える連続置確に放 | 硫黄酸化物放 | 硫黄酸化物放 | 1個に | 1個に |
| | 出低減装置 | 出低減装置 | 05,09,00,88 | 04,08,50,00 |

| 別表第二の二(第四十五条関係) | 製造に係る予備 | 油水分離器 | 検査 | |
|-----------------|---------|-------|---------|----------|
| | | | 整備に係る予備 | 改造、修理又は改 |
| 洗浄機 | 出器 | 油水分離器 | 船舶発生油等 | 船舶発生油等 |
| | 録装置 | 録装置 | 1個に | 1個に |

| 別表第二の二(第四十五条関係) | 製造に係る予備 | 油水分離器 | 検査 | |
|-----------------|---------|-------|-------------|-------------|
| | | | 整備に係る予備 | 改造、修理又は改 |
| 出器 | 油水分離器 | 油水分離器 | 1個に | 1個に |
| | 録装置 | 録装置 | 05,09,60,46 | 04,08,50,00 |

第一号の二様式（第一号の二様式）（第一号の二様式）

| | |
|---|--|
| 第一 号 の 二 様 式 | |
| (第 一 各) | |
| 年 月 日 | |
| 題 | |
| 氏名又は名称及び住所 又は個人にあっては その代表者の名前 | |
| 書類内容及び提出方法並に記入の規定に基づく郵便の取扱い等の候 お問い合わせ又は資料請求の方へお問い合わせ下さい。又はお問い合わせ下さい。 | |
| 本規約は日本郵便株式会社の 本店営業所並びに支店営業所 又は代理店の各店舗にて お問い合わせ下さい。 | |
| 本規約をよく讀んでから 御用印 | |
| 調査 | |

第一号の二の三様式（第一条の二の十一関係）(内規文付・A3)

第 号

規 定

本規定書及び其の第2次修正に関する規則並びに第1項の規定により、
下記の事項をバウト免許登録について規制する旨を定める。

記

1. 有資格バウト免許登録者の名前
2. 有資格バウト免許登録の登式
3. 資格

年 月 日

国土交通大臣

第一号の二の四様式（第一条の二の十二関係）(内規文付・A3)

第 号

規 定

本規定書及び其の第2次修正に関する規則並びに第1項の規定により、
下記の事項をバウト免許登録について規制する旨を定める。

記

1. 有資格バウト免許登録者の名前
2. 有資格バウト免許登録の登式
3. 資格

年 月 日

国土交通大臣

第一号の二の五様式（第一条の二の十七関係）(内規文付・A3)

第 号

規 定

本規定書及び其の第2次修正に関する規則並びに第1項の規定により、
下記の事項をバウト免許登録について規制する旨を定める。

記

1. 有資格バウト免許登録者の名前
2. 有資格バウト免許登録された日
3. 製造番号
4. 資格

年 月 日

国土交通大臣

第一号の三様式（第一条の五関係）(内規文付・A3)

第 号

規 定

本規定書及び其の第2次修正に関する規則並びに第1項の規定により、
下記の事項をバウト免許登録について規制する旨を定める。

記

1. 有資格バウト免許登録者の名前
2. 有資格バウト免許登録の登式
3. 資格

年 月 日

国土交通大臣

第一号の四様式（第一条の十三関係）

第一号の五様式（第一条の十四関係）

1. 9. 4 代表者署名捺印箇所の位置
Power engineer and fuel oil operator
1. 9. 5 証書交付登録番号（×（印））登録番号13.3.13.4.文13.1.1
登録年月日
Applicable NOx emission limit (× (印)) registered 13.3.13.4 or
2.3.0 below as applicable
1. 9. 6 代表者署名捺印箇所の位置
Power engineer and fuel oil operator
2. 本機関の登録番号（横写し）
Registered office number (Handwritten)
2009年に生じたNOx大量発生の際に適用される算定値が引かれて、
算定値が実際の実測値よりも大きくなる場合は、該機関の運転年月日、
該機関と上記のものと同一であることを明記して下さい。
The code number by Chapter 5 of the NOx Technical Code 2009 is in
essential part of the EMEP Certificate and must always accompany engine through
out its life and always be available on board at all times.
2. 1 本機関の登録番号
Registered office number
Tested the certificate operator member
3. 本機関の登録番号（横写し）
Registered office number (Handwritten)
3. 指定された算定値の算定方法
Specification of the chosen NOx verification procedure
2009年に生じたNOx大量発生の際に適用される算定値が引かれて、該機関の
運転年月日、該機関の登録番号（横写し）とともに、算定値が実測値の
算定値とどちらかが大きい場合に記入して下さい。
The specification for the chosen NOx verification procedure is required by chap
ter 5 of the NOx Technical Code 2009 and must always accompany the EMEP Certificate
and must always accompany as engine through to the end when no credits are
available.
3. 1 本機関の登録番号
Registered office number
3. 1. 本機関の登録番号
Registered office number
3. 1. 2 登録年月日
Registered date
3. 2 算定値算出方法記入欄
Verification method
3. 2. 1 登録番号（横写し）
Registered office number (Handwritten)
3. 2. 2 登録年月日
Registered date (Handwritten)
これらの方法によって、機関にて改ざされた算定値は他の規則8.3.3.定め、無基
礎をもと付けることになります。
Alternative verification method is accordance with 8.3 of the NOx
Technical Code 2009 may be utilized.
_____において実施した。
Instituted at _____
(登録の場所)
Instituted at _____
(登録の年月)
(登録の日)
(登録の年)
Date issued _____ 小型船舶検査機関（印）

第一号の四様式（第一条の十三関係）（手書き用紙・A4、右端余白・右端余白）
提出大気汚染防止装置記録交付せし証書
年 月 日
附
当番では船員及び他者
及び船員人並ては
該機関にて改ざされた算定値は他の規則8.3.3.定め、無基
礎をもと付けることになります。
Alternative verification method is accordance with 8.3 of the NOx
Technical Code 2009 may be utilized.
_____において実施した。
Instituted at _____
(登録の場所)
Instituted at _____
(登録の年月)
(登録の日)
Date issued _____ 小型船舶検査機関（印）

第一号の五様式（第一条の十四関係）（手書き用紙・A4、右端余白・右端余白）
提出大気汚染防止装置記録交付せし証書
年 月 日
附
当番では船員及び他者
及び船員人並ては
該機関にて改ざされた算定値は他の規則8.3.3.定め、無基
礎をもと付けることになります。
Alternative verification method is accordance with 8.3 of the NOx
Technical Code 2009 may be utilized.
_____において実施した。
Instituted at _____
(登録の場所)
Instituted at _____
(登録の年月)
(登録の日)
Date issued _____ 小型船舶検査機関（印）

第一号の五の二様式（第一條の二十四關係）

第一号の五の二様式（第一條の二十四關係）（平成28年4月版、令和元年4月版）

付引（請求書等）引渡し書

年　月　日

附

氏名又は会社名及び住所
登記された法人については
その代表者の名前

船舶作業等に係る上天機の船に賃貸する船舶に對して船舶の所有者
等に対する被請求権上の請求の規定により、次に記載の如きを申立てます。

| 船名 | 航 續 号 |
|----------------------------------|-------|
| 船舶作業等の件名 | |
| 其の登録番号及び登録地 及び船舶の登録の有無の 有無 | |
| 船舶作業等の件の 運送能力の内訳等を定める 事項 | |
| 船舶作業等の件の 積荷の内訳等を定める 事項 | |
| 船舶作業等の件の 運送の起終地等を定める 事項 | |
| 船舶作業等の件の 運送の期間を定める 事項 | |
| 船舶作業等の件の 運送料金等を定める 事項 | |
| 諸々の特記 | |
| 備　考 | |

(注) 用紙の大きさは、日本郵便封筒A4判を参考すること。

第一号の五の三様式（第一條の二十五關係）

第一号の五の三様式（第一條の二十五關係）（平成28年4月版、令和元年4月版）

付引（請求書等）引渡し書

年　月　日

附

氏名又は会社名及び住所
登記された法人については
その代表者の名前

船舶作業等に係る上天機の船に賃貸する船舶に對して船舶の所有者
等に対する被請求権上の請求の規定により、次に記載の如きを申立てます。

| 船名 | 航 續 号 |
|----------------------------------|-------|
| 船舶作業等の件名 | |
| 其の登録番号及び登録地 及び船舶の登録の有無の 有無 | |
| 船舶作業等の件の 運送能力の内訳等を定める 事項 | |
| 船舶作業等の件の 積荷の内訳等を定める 事項 | |
| 船舶作業等の件の 運送の起終地等を定める 事項 | |
| 船舶作業等の件の 運送の期間を定める 事項 | |
| 船舶作業等の件の 運送料金等を定める 事項 | |
| 諸々の特記 | |
| 備　考 | |

(注) 1 用紙の大きさは、日本郵便封筒A4判を参考すること。
2 用紙の大きさは、通常のFAX用紙等が参考となるが、該用紙より大きく複数枚を複数枚で記入する
こと。

第一号の五の四様式（第一條の二十八關係）

第一号の五の四様式（第一條の二十八關係）（平成28年4月版）

番号　番　号

国際海上航行船舶汚染防除認証書

（付）

日本国
JAPAN

改訂された1972年の規則による汚染の防止のための国際条約に関する附則の規定によりて改正された条約（以下「附則」といふ。）と改訂する1997年の議定書に基づき、日本政府の権限の下に、発給する。

Issued under the authority of the Protocol of 1997, as amended to amend the International Convention for the Prevention of Pollution from Ships, 1973, as modified by the Protocol of 1978 relating thereto (hereinafter referred to as "the Convention") under the authority of the Government of Japan.

船舶の要件

船舶の要件

Name of ship _____

船舶登録文書記載番号

Registration number or letters _____

船籍港

Port of registry _____

総トン数

Gross tonnage _____

船舶事務機関の認證番号

IMO Number _____

THIS IS TO CERTIFY :

1 当該船舶が本件の付属書VIの第5項第4に定めて規定されたこと。

This ship has been surveyed in accordance with regulation 5.4 of Annex VI to the Convention ; and
2 船舶の船底、この規則に準じて規則第23項、規則第24項、規則第25項及び規則第26項
の規定によりて監査した結果、
The survey shows that the ship complies with the applicable requirements in
regulations 22, 23, 25 and 26.

この監査の結果を監査官がしたたけた
Completion date of survey on which this Certificate is based : _____

（監査の実施の場所）
Issued at _____

（監査の実施の日）
Date of issue of certificate _____

地方運輸局長
地方運輸局長
地方運輸局長
地方運輸局長
地方運輸局長
地方運輸局長
地方運輸局長
（印）
（印）
（印）
（印）
（印）
（印）
（印）
（印）

国際二酸化炭素排出抑制技術証書(IIEC)の記載
Supplement to the International Energy Efficiency Certificate
二酸化炭素排出抑制技術に関する書類の記載
REGISTRATION RELATED TO ENERGY EFFICIENCY

| | | |
|---|---|--|
| 記載欄 | Note: | |
| 1 この記載欄は、船の二酸化炭素排出抑制技術に関する書類として添付してください。国際二酸化炭素排出抑制技術証書は、この文書と並んで船に保管する必要があります。 | This Record shall be submitted attached to the IIEC Certificate. This IIEC Certificate shall be available on board the ship at all times. | |
| 2 船の運航によっても、ラントラスト等はいつ-ever 時段であっても、航行の必要がある場合は、必ずこの文書を船に保管する義務があります。航行の必要がない場合は、航行の必要がないときに船上に保管する義務を負うことはあります。 | The Record shall be kept on board the ship at all times, except when the ship is not in operation or when it is not required by law to do so. If the ship is not required by law to keep the Record on board, the Record may be left on board the ship when the ship is not in operation. | |
| 3 別途の文書(規則等)、この記載欄において、「規則」とは、国際海事組織が制定したものとします。 International Maritime Organization (IMO) regulations, conventions, resolutions or circulars referred to in this Record shall be understood as "Regulations". | 4 別途の文書(規則等)、この記載欄において、「規則」とは、国際海事組織が制定したもののとします。 International Maritime Organization (IMO) regulations, conventions, resolutions or circulars referred to in this Record shall be understood as "Regulations". | |

| | | |
|---|-------|--|
| 記載欄 | Note: | |
| 1 船の概要 Particulars of ship | | |
| 1. 1 船名 Name of ship | _____ | |
| 1. 2 船の登録番号 Registration number | _____ | |
| 1. 3 建造の年 Year of building | _____ | |
| 1. 4 主機の出力 Output power of main engine | _____ | |
| 1. 5 船の総トン数 Gross tonnage | _____ | |

| | | |
|--|---|--|
| 記載欄 | Note: | |
| 1. 6 航行速度 Speed of ship | _____ | |
| 1. 7 船の種別 Type of ship | _____ | |
| 2 航行用推進装置 Propulsion system | | |
| 2. 1 ガソリン推進 Gasoline propulsion | <input checked="" type="checkbox"/> | |
| 2. 2 ガソリンと電気推進 Gasoline and electric propulsion | <input type="checkbox"/> | |
| 2. 3 ディーゼル推進 Diesel propulsion | <input checked="" type="checkbox"/> | |
| 2. 4 ハイブリッド推進 Hybrid propulsion | <input type="checkbox"/> | |
| 2. 5 その他の推進装置 Propulsion system other than any of the above | <input type="checkbox"/> | |
| 3 二酸化炭素排出抑制技術証書 Attained Energy Efficiency Design Index (EEDI) | | |
| 3. 1 第22規則に従って、二酸化炭素排出抑制技術証書が二酸化炭素排出抑制技術の計算過程から除外される場合の計算結果を含む書類に記載する場合に、第22規則に記載する。 | The attained EEDI is calculated based on the information contained in the EEDI technical file, which also shows the ship's energy efficiency design index. The attained EEDI is _____ grams CO ₂ /tonne-nautical mile. | |
| 3. 2 第22規則に従って、第22規則に記載する計算結果は、この規則に記載する。 | The attained EEDI is not calculated, as: | |
| 3. 2. 1 この船舶は、第22規則に記載する計算結果ではないため、第22規則に記載する。 | the ship is exempt under regulation 22.1 as it is not a new ship as defined in regulation 2.2.16. | |
| 3. 2. 2 第22規則に記載する計算結果は、この規則に記載する。 | the type of propulsion system is exempt in accordance with regulation 19.3. | |
| 3. 2. 3 第22規則に記載する計算結果は、第22規則に記載する計算結果に記載する。 | the requirement of regulation 22 is met by the ship's administration in accordance with regulation 19.4. | |
| 3. 2. 4 この船舶が既存の、第22規則に記載する計算結果に記載する。 | the requirement of regulation 22 is met by the ship's administration in accordance with regulation 19.4. | |

| | | |
|---|---|--|
| 記載欄 | Note: | |
| 4 二酸化炭素排出抑制技術の基準 Required EEDI | | |
| 4. 1 二酸化炭素排出抑制技術の基準は、_____ grammes CO ₂ /tonne-nautical mile 以下である。 | The required EEDI is _____ grams CO ₂ /tonne-nautical mile. | |
| 4. 2 二酸化炭素排出抑制技術の基準は、以下の理由により適用されない。 | The required EEDI is not applicable, as: | |
| 4. 2. 1 第24規則に記載する、第22規則に記載する計算結果ではない。 | the ship is exempt under regulation 24.1 as it is not a new ship as defined in regulation 2.2.16. | |
| 4. 2. 2 この船舶の運航速度は、第24規則に記載する運航速度より低い。 | the type of propulsion system is exempt in accordance with regulation 19.3. | |
| 4. 2. 3 第24規則に記載する、第22規則に記載する計算結果に記載する。 | the requirement of regulation 22 is met by the ship's administration in accordance with regulation 19.4. | |
| 5 航行時二酸化炭素排出抑制技術 Attained Energy Efficiency Existing Ship Index (EEXI) | | |
| 5. 1 第22規則に従って、航行時二酸化炭素排出抑制技術の基準により算出されたガソリン燃費値を記載する。 | The attained EEDI is calculated taking into account the ship's energy efficiency existing ship index. The attained EEDI is _____ grams CO ₂ /tonne-mile. | |
| 5. 2 この船舶の運航速度は、第22規則に記載する運航速度より低い。 | the type of propulsion system is exempt in accordance with regulation 19.3. | |
| 5. 3. 1 この船舶の運航速度は、第22規則に記載する運航速度より高い。 | the ship is exempt in accordance with regulation 23.1. | |
| 5. 3. 2 この船舶の運航速度は、第22規則に記載する運航速度より低い。 | the type of ship is exempt in accordance with regulation 23.1. | |
| 6 航行時二酸化炭素排出抑制技術の基準 Required EEDI | | |
| 6. 1 第22規則に基づく航行時二酸化炭素排出抑制技術の基準は、_____ grammes CO ₂ /tonne-mile 以下である。 | The required EEDI is _____ grams CO ₂ /tonne-mile in accordance with regulation 22. | |
| 6. 2 第22規則に記載する航行時二酸化炭素排出抑制技術の基準は、以下の理由により適用されない。 | The required EEDI is not applicable, as: | |
| 6. 2. 1 この船舶の運航速度は、第22規則に記載する運航速度より低い。 | the type of propulsion system is exempt in accordance with regulation 19.3. | |
| 6. 2. 2 この船舶の運航速度は、第22規則に記載する運航速度より高い。 | the ship is exempt in accordance with regulation 23.1. | |
| 6. 2. 3 この船舶の運航速度は、第22規則に記載する運航速度より低い。 | the ship is exempt in accordance with regulation 23.1. | |

| | | |
|---|--|--|
| 記載欄 | Note: | |
| 7 二酸化炭素排出抑制技術手帳 Ship Energy Efficiency Management Plan (SEEMP) | | |
| 7. 1 この船舶は、航行時二酸化炭素排出抑制技術には、二酸化炭素排出抑制技術手帳が第22規則に記載して交付されている。 | The IIEC Certificate is accompanied by the EEDI technical file in compliance with regulation 22. | |
| 7. 2 この船舶は、航行時二酸化炭素排出抑制技術には、航行時二酸化炭素排出抑制技術手帳が第22規則に記載して交付されている。 | The ship is provided with a Ship Energy Efficiency Management Plan (SEEMP) in accordance with regulation 22. | |
| 8 二酸化炭素排出抑制技術手帳 EEDI technical file | | |
| 8. 1. 1 第22規則に記載する航行時二酸化炭素排出抑制技術手帳は、航行時二酸化炭素排出抑制技術手帳が第22規則に記載して交付されている。 | The IIEC Certificate is accompanied by the EEDI technical file in compliance with regulation 22. | |
| 8. 1. 2 二酸化炭素排出抑制技術手帳は、航行時二酸化炭素排出抑制技術手帳が第22規則に記載して交付されている。 | The IIEC Certificate is accompanied by the EEDI technical file in compliance with regulation 22. | |
| 8. 1. 3 第22規則に記載する航行時二酸化炭素排出抑制技術手帳は、航行時二酸化炭素排出抑制技術手帳が第22規則に記載して交付されている。 | The IIEC Certificate is accompanied by the EEDI technical file in compliance with regulation 22. | |
| 9 航行時二酸化炭素排出抑制技術手帳 EEDI technical file verification data | | |
| 9. 1. 1 第22規則に記載する航行時二酸化炭素排出抑制技術手帳は、航行時二酸化炭素排出抑制技術手帳が第22規則に記載して交付されている。 | The IIEC Certificate is accompanied by the EEDI technical file in compliance with regulation 22. | |
| 9. 1. 2 第22規則に記載する航行時二酸化炭素排出抑制技術手帳は、航行時二酸化炭素排出抑制技術手帳が第22規則に記載して交付されている。 | The IIEC Certificate is accompanied by the EEDI technical file in compliance with regulation 22. | |
| 9. 1. 3 第22規則に記載する航行時二酸化炭素排出抑制技術手帳は、航行時二酸化炭素排出抑制技術手帳が第22規則に記載して交付されている。 | The IIEC Certificate is accompanied by the EEDI technical file in compliance with regulation 22. | |

第一号の五の五様式（第一条の二十九関係）

第一号の五の六様式（第一条の三十関係）

第一号の五の七様式（第一条の三十一関係）

9. 1. 2. 執行時二輪モータリ三輪車の技術検査書の欄題目
The title of the technical file verification date
9.3. 判定書に記載された実測値が該当する規格に記載された範囲内であることを示す付記欄
The check mark is placed in the column corresponding to the range of values indicated in the specification
規格に記載された範囲内であることを示す付記欄
The check mark is placed in the column corresponding to the range of values indicated in the specification
規格に記載された範囲内であることを示す付記欄
THIS IS TO CERTIFY THAT THIS Record is correct in all respects.
この記録は、すべての点について正確であることを明示する。

（記録の提出の場所）
Issued at _____

（記録の提出の日）
Date of issue of Record _____

（記録の名）
Name of Record _____

地 方 連 絡 事 務 局
地 方 通 信 司 公 稽 文 局 長
地 方 通 信 司 事 務 部 長
地 方 通 信 司 事 務 部 次 長 (印) (印)
地 方 通 信 司 事 務 文 事 務 部 長
序 聞 聞 事 務 部 長
送 信 事 務 部 長

第一号の五の五様式（第一条の二十九関係）（印鑑文印：AEN, 本体識別印：H-01276）
第二号の五の六様式（第一条の三十関係）（印鑑文印：AEN, 本体識別印：H-01277）
第二号の五の七様式（第一条の三十一関係）（印鑑文印：AEN, 本体識別印：H-01278）

年 月 日

附

氏名又は登録及び社名
及び法人としての
その代表者の氏名

郵便料金等の額と上記の件に對する料金の額とに對する割合の割算表の候
等に關する規則第1項の規定によるものと申譲します。

| 規格名 | 規格番号 |
|---|------|
| 自動車等の走行装置 及び走行装置を有する 自走式の機械の規格 並びにその他の規格 | |
| 規格の番号 | 規 格 |
| 規格の文書の日 | 規 格 |
| 規格の文書の番号 | 規 格 |
| 規格の文書の著者 | 規 格 |
| 規格の文書の登録日 | 規 格 |
| 規格の文書の登録番号 | 規 格 |
| 規 格 | 規 格 |

(注) 1. 用紙の大きさは、日本標準規格A4をもととすること。
2. 規格の文書には、規格の文書の4通りの度量による規格を記載すること。
3. 規格の文書には、規格の文書の4通りの度量による規格を記載すること。

第一号の五の六様式（第一条の三十関係）（印鑑文印：AEN, 本体識別印：H-01277）
第二号の五の七様式（第一条の三十一関係）（印鑑文印：AEN, 本体識別印：H-01278）

年 月 日

附

氏名又は登録及び社名
及び法人としての
その代表者の氏名

郵便料金等の額と上記の件に對する料金の額とに對する割合の割算表の候
等に關する規則第1項の規定によるものと申譲します。

| 規格名 | 規格番号 |
|---|------|
| 自動車等の走行装置 及び走行装置を有する 自走式の機械の規格 並びにその他の規格 | |
| 規格の番号 | 規 格 |
| 規格の文書の日 | 規 格 |
| 規格の文書の番号 | 規 格 |
| 規格の文書の著者 | 規 格 |
| 規格の文書の登録日 | 規 格 |
| 規格の文書の登録番号 | 規 格 |
| 規 格 | 規 格 |

(注) 1. 用紙の大きさは、日本標準規格A4をもととすること。
2. 規格の文書には、規格の文書の4通りの度量による規格を記載すること。
3. 規格の文書には、規格の文書の4通りの度量による規格を記載すること。

第一号の五の七様式（第一条の三十一関係）（印鑑文印：AEN, 本体識別印：H-01278）
第二号の五の八様式（第一条の三十二関係）（印鑑文印：AEN, 本体識別印：H-01279）

年 月 日

附

氏名又は登録及び社名
及び法人としての
その代表者の氏名

郵便料金等の額と上記の件に對する料金の額とに對する割合の割算表の候
等に關する規則第1項の規定によるものと申譲します。

| 規格名 | 規格番号 |
|---|------|
| 自動車等の走行装置 及び走行装置を有する 自走式の機械の規格 並びにその他の規格 | |
| 規格の番号 | 規 格 |
| 規格の文書の日 | 規 格 |
| 規格の文書の番号 | 規 格 |
| 規格の文書の著者 | 規 格 |
| 規格の文書の登録日 | 規 格 |
| 規格の文書の登録番号 | 規 格 |
| 規 格 | 規 格 |

(注) 1. 用紙の大きさは、日本標準規格A4をもととすること。
2. 規格の文書には、規格の文書の4通りの度量による規格を記載すること。
3. 規格の文書には、規格の文書の4通りの度量による規格を記載すること。

第五号様式 削除
第六号様式 (第十八条の二関係)

第七号様式（第十九条関係）

第八号様式（第二十一条、第二十八条関係）

第九号様式（第二十三条関係）

第十号様式（第二十四条関係） 第二十五条関係（第二十号様式） 第二十二条関係（第一号様式）

船舶外洋荷役証明書交付申請書

年 月 日

氏名又は名前及び住所
登記記入欄へ記入して下さい

クレジットカード記入欄へ記入して下さい

海外貿易等及び海上運輸の上に開示する他の規定に基づく船舶の設備等の機
器等に関する技術者による申請により、次のとおり申請します。

| 船名 | 船舶番号 |
|-------------------------------|---------------|
| 船舶等名及び登録番号又は登 記記入欄へ記入して下さい | 登記記入欄へ記入して下さい |
| 船種 | 最大喫水深 |
| 船舶の内装用機器上に記載 する機器、船舶及び機器 | |
| 港名並びに船舶航行 の港名 | |
| 国 | 国 |

- (注) 1. 国籍記入欄は、日本船舶登録機関に登録すること。
2. 船種の欄には、船舶の主たる用途に該当するものを記載下さい
3. アンダーライン記入欄は、該欄に該欄として船籍に航行用に記入して
下さい。また、その冒頭にマークをつければ、該欄に該欄を
該欄に該欄すること。

| | |
|------------------------------|-------------------------------|
| 第一回航次(第十二回航次)の船舶外洋荷役証明書交付申請書 | 第二回航次(第十三回航次)の船舶外洋荷役証明書交付申請書 |
| 第三回航次(第十四回航次)の船舶外洋荷役証明書交付申請書 | 第四回航次(第十五回航次)の船舶外洋荷役証明書交付申請書 |
| 第五回航次(第十六回航次)の船舶外洋荷役証明書交付申請書 | 第六回航次(第十七回航次)の船舶外洋荷役証明書交付申請書 |
| 第七回航次(第十八回航次)の船舶外洋荷役証明書交付申請書 | 第八回航次(第十九回航次)の船舶外洋荷役証明書交付申請書 |
| 第九回航次(第二十回航次)の船舶外洋荷役証明書交付申請書 | 第十回航次(第二十五回航次)の船舶外洋荷役証明書交付申請書 |

| | |
|------------------------------|-------------------------------|
| 第一回航次(第十二回航次)の船舶外洋荷役証明書交付申請書 | 第二回航次(第十三回航次)の船舶外洋荷役証明書交付申請書 |
| 第三回航次(第十四回航次)の船舶外洋荷役証明書交付申請書 | 第四回航次(第十五回航次)の船舶外洋荷役証明書交付申請書 |
| 第五回航次(第十六回航次)の船舶外洋荷役証明書交付申請書 | 第六回航次(第十七回航次)の船舶外洋荷役証明書交付申請書 |
| 第七回航次(第十八回航次)の船舶外洋荷役証明書交付申請書 | 第八回航次(第十九回航次)の船舶外洋荷役証明書交付申請書 |
| 第九回航次(第二十回航次)の船舶外洋荷役証明書交付申請書 | 第十回航次(第二十五回航次)の船舶外洋荷役証明書交付申請書 |

| | |
|------------------------------|-------------------------------|
| 第一回航次(第十二回航次)の船舶外洋荷役証明書交付申請書 | 第二回航次(第十三回航次)の船舶外洋荷役証明書交付申請書 |
| 第三回航次(第十四回航次)の船舶外洋荷役証明書交付申請書 | 第四回航次(第十五回航次)の船舶外洋荷役証明書交付申請書 |
| 第五回航次(第十六回航次)の船舶外洋荷役証明書交付申請書 | 第六回航次(第十七回航次)の船舶外洋荷役証明書交付申請書 |
| 第七回航次(第十八回航次)の船舶外洋荷役証明書交付申請書 | 第八回航次(第十九回航次)の船舶外洋荷役証明書交付申請書 |
| 第九回航次(第二十回航次)の船舶外洋荷役証明書交付申請書 | 第十回航次(第二十五回航次)の船舶外洋荷役証明書交付申請書 |

| | |
|------------------------------|-------------------------------|
| 第一回航次(第十二回航次)の船舶外洋荷役証明書交付申請書 | 第二回航次(第十三回航次)の船舶外洋荷役証明書交付申請書 |
| 第三回航次(第十四回航次)の船舶外洋荷役証明書交付申請書 | 第四回航次(第十五回航次)の船舶外洋荷役証明書交付申請書 |
| 第五回航次(第十六回航次)の船舶外洋荷役証明書交付申請書 | 第六回航次(第十七回航次)の船舶外洋荷役証明書交付申請書 |
| 第七回航次(第十八回航次)の船舶外洋荷役証明書交付申請書 | 第八回航次(第十九回航次)の船舶外洋荷役証明書交付申請書 |
| 第九回航次(第二十回航次)の船舶外洋荷役証明書交付申請書 | 第十回航次(第二十五回航次)の船舶外洋荷役証明書交付申請書 |

| | |
|------------------------------|-------------------------------|
| 第一回航次(第十二回航次)の船舶外洋荷役証明書交付申請書 | 第二回航次(第十三回航次)の船舶外洋荷役証明書交付申請書 |
| 第三回航次(第十四回航次)の船舶外洋荷役証明書交付申請書 | 第四回航次(第十五回航次)の船舶外洋荷役証明書交付申請書 |
| 第五回航次(第十六回航次)の船舶外洋荷役証明書交付申請書 | 第六回航次(第十七回航次)の船舶外洋荷役証明書交付申請書 |
| 第七回航次(第十八回航次)の船舶外洋荷役証明書交付申請書 | 第八回航次(第十九回航次)の船舶外洋荷役証明書交付申請書 |
| 第九回航次(第二十回航次)の船舶外洋荷役証明書交付申請書 | 第十回航次(第二十五回航次)の船舶外洋荷役証明書交付申請書 |

| | | | |
|------|------|------|------|
| 新規登録 | 新規登録 | 新規登録 | 新規登録 |
| 新規登録 | 新規登録 | 新規登録 | 新規登録 |
| 新規登録 | 新規登録 | 新規登録 | 新規登録 |
| 新規登録 | 新規登録 | 新規登録 | 新規登録 |
| 新規登録 | 新規登録 | 新規登録 | 新規登録 |

第十二号様式（第二十六条関係）

| |
|--|
| stage of construction |
| 1.5.3 引渡しの行われた日 |
| 1.6 主要な機器（運航に必要なもの） |
| Major equipment (as applicable) : |
| 1.6.1 航行用機器の引渡し日 |
| Date of delivery of navigation equipment |
| 1.6.2 通常用機器の引渡し日 |
| Date of delivery of general purpose equipment |
| 1.6.3 運航開始された日 |
| Date at which operations was commenced |
| 1.6.4 建造終了した日 |
| Date of completion of construction |
| 1.7 容器船として引渡しを受けたとき、主要な機器は運航に必要なものと見做される。この機器は、船舶の主な目的を達成するための機器として容認され、かつ、船舶の主な目的を達成するための機器として容認されたものとして承認される。 |
| The ship has been accepted by the Administration as "a ship entitled to be considered as being a cargo ship" due to its main purpose of carriage of dangerous goods. |
| 2 航行試験シグナル及び船舶運航マークの他の機器を運航するための機器 |
| Equipment for the control of all machinery (except space signs of fuel tank regulation) [Article 14] |
| 2.1.1 通常の状況における船舶排水 |
| Carriage of ballast water in default tanks |
| 2.1.1.1 船舶が通常の状況において船舶排水タンクに水を注入するところ |
| The ship may carry normal conditions any ballast water in default tanks. <input type="checkbox"/> |
| 2.2 排出装置の機器 |
| Type of discharge equipment fitted |
| 2.2.1 排出分離装置 (Degas) (廃棄装置) |
| Discharge separation apparatus (Degas) (disposal equipment) |
| 2.2.2 自動排水装置をもつていて船舶排水装置をもつていて船舶排水装置 (Degas) (廃棄装置) |
| Oil separator (Degas) equipped with ballast water automatic drainage device (Degas) (disposal equipment) |
| 2.3 球形タンク |

| | |
|---|--------------------------|
| Approved standards: | |
| 2.3.1 排出装置 | |
| Discharge equipment: | |
| 1. 船級X(Ⅹ)に従うる規範に従うるもの has been approved in accordance with resolution A.965 (Ⅹ). | <input type="checkbox"/> |
| 2. 表示ISM-90 (Ⅹ)に従うる規範に従うるもの has been approved in accordance with resolution MEPC.207(90). | <input type="checkbox"/> |
| 3. 表示IMDG-90 (Ⅹ)に従うる規範に従うるもの has been approved in accordance with resolution MEPC.208(90). | <input type="checkbox"/> |
| 4. 表示IACS (Ⅹ)に従うる規範に従うるもの has been approved in accordance with resolution A.953 (Ⅹ). | <input type="checkbox"/> |
| 5. 表示ISM-93 (Ⅹ)に従うる規範に従うるもの has been approved in accordance with resolution A.966 (Ⅹ). | <input type="checkbox"/> |
| 6. 表示ISM-95 (Ⅹ)に従うる規範に従うるもの has not been approved. | <input type="checkbox"/> |
| 2.3.2 排出装置の測定器 | |
| Measurement device of discharge equipment: | |
| 1. 船級X(Ⅹ)に従うる規範に従うるもの has been approved in accordance with resolution A.965 (Ⅹ). | <input type="checkbox"/> |
| 2. 表示ISM-90 (Ⅹ)に従うる規範に従うるもの has been approved in accordance with resolution MEPC.207(90). | <input type="checkbox"/> |
| 3. 表示IMDG-90 (Ⅹ)に従うる規範に従うるもの has been approved in accordance with resolution MEPC.208(90). | <input type="checkbox"/> |
| 2.4 最大の航行速度は、 <u>30kn</u> <u>立マメークル</u> m/s | <input type="checkbox"/> |

| |
|--|
| 2.5 運航に際しての規範 |
| Wards of regulation 14: |
| 2.5.1 この船舶は、運航規則による構造規定又は之の実施規則に従うる。 |
| The ship complies with regulation 14 or 14.2 are sailed in respect of the ship in accordance with regulation 14.3. |
| 2.5.1.1 この船舶は、専ら特別装置 <u>ガス</u> を航行する。 |
| The ship is engaged exclusively on oxygen within special seal(s). <input type="checkbox"/> |
| 2.5.1.2 この船舶は、通常運航条件全般で高速操縦を行ふ。しかし、一概に船舶が該当する規範に従うる実施規則に従うる。 |
| The ship sails under the International Code of Safety for High-Speed Craft and engaged on a selected service with a turn-around time not exceeding 24 hours. |
| 2.5.2 この船舶は、全てのビルトの内部構造のためのビルトイン・セーフティ装置を有する。 |
| The ship is fitted with built-in safety for the total subdivision on board of all ship's built-in rooms. <input type="checkbox"/> |

| 2.5.2の 適用範囲 | | Tank location | 固 定 式 水 槽 位 置 場 所 記 入 欄 |
|----------------|-------|------------------------------|--|
| 2.5.2.1 | 固定式水槽 | (ターピン室、主機室、主電源室、主機油室、主機油貯蔵室) | 固 定 式 水 槽 位 置 場 所 記 入 欄 |

| |
|--|
| 2.A 構造上の装置 (構造規範) |
| Constructional equipment (constructional regulations) |
| 3. 本物質運搬 (スラック) の輸送と他の方法 (他の規範) 及び少ない荷物 |
| Transport of dangerous substances (slack) and other methods (other regulations) and less cargo |
| 3.1 本物質運搬 (スラック) の輸送と他の方法 (他の規範) 及び少ない荷物 |
| Transport of dangerous substances (slack) and other methods (other regulations) and less cargo |
| 3.2 本物質運搬 (スラック) テンソル内に貯蔵された他の規範 |
| Storage of dangerous substances (slack) in a tank containing other regulations |
| 3.2.1 他の規範 |
| Other regulations |
| 3.2.1.1 他の規範 |
| Other regulations |
| 3.2.1.2 他の規範 |
| Other regulations |

3.3.2 滞留機器室（スティック）の焼却に関する補助ボイラー
Auxiliary boiler suitable for burning residue oil (size) _____

3.3.3 オーバーエンジンを備えた機関室
Other engine room, fitted with an over-engine _____

3.3.4 この船舶は、ビッグ船の運航規則の定めるところに従って
The ship is provided with holding tanks for the retention on board of
only blue water as follows:

| ダッシュの量 TANK CAPACITY | | ダッシュの量 TANK CAPACITY | |
|---|--|--|--|
| ダッシュ 識別番号 Identifier (かご)- (番号)- (番号)- (番号) | ダッシュ 位置、形状、 容積メートル (M³) (位置)- (形状)- (容積) | ダッシュ 位置、形状、 容積メートル (M³) (位置)- (形状)- (容積) | ダッシュ 位置、形状、 容積メートル (M³) (位置)- (形状)- (容積) |
| 総計 ■ Total ■ M³ メートル Cube メートル M³ | | | |

4. 船舶の防護装置、消防装置
Fire and safety equipment (Regulation 20)

4.1 この船舶は、船員の避難の実行に伴う各種機器を有しており
The ship has the necessary equipment for the execution of various devices for the safety of the crew
以下のとおり、施設区域のビッグ船の運航規則を満足するための
要件を備えています。
The ship is provided with a position for the storage of residue from machinery types and judges to reception facilities. (Size) with a
maximum capacity of _____ m³ (Capacity) _____ m³ (Position) _____

4.2 施設区域に備えられた緊急消防栓の位置を示す手帳 (規定20)
Shipboard fire-fighting equipment plan (Regulation 20)

4.3 この船舶は、萬が一の場合に備えて船内緊急消防栓の位置を示す手帳を備えています。
The ship is provided with a shipboard of fire-fighting emergency plan (in
accordance with regulation 20)

4.4 この船舶は、万が一の場合に備えて船内緊急止水栓を必要とする場合
The ship is provided with a position for the closure of valves in case of emergency.

The ship is provided with a shipboard marine pollution emergency
oil spill kit in accordance with regulation 27.3

6. 附録
Appendix

6.1 この記録の...
This record is...

この記録には、本付属書第3章の規定による船舶の運航規則に
基づき記載されたものについて記載されています。
This record contains information extracted from the re-
gulations of chapter 3 of those mentioned under paragraph 6.1 in accordance
with regulation 3.1 on those mentioned under paragraph 6.1 of the Record.

7. 国際上認定された機関、材料、器具及び装置 (第3回)
Apparatus (regulation 5)

7.1 この記録には、
This record...

この記録には、本付属書第3章の規定による船舶の運航規則に
基づき記載されたものについて記載されています。
This record contains information extracted from the re-
gulations of chapter 3 of those mentioned under paragraph 6.1 of the Record.

8. 国際上認定された機関、材料、器具及び装置 (第4回)
Apparatus (regulation 5)

8.1 この記録には、
This record...

この記録には、本付属書第3章の規定による船舶の運航規則に
基づき記載されたものについて記載されています。
This record contains information extracted from the re-
gulations of chapter 3 of those mentioned under paragraph 6.1 of the Record.

この記録は、全ての点で正確であることを確認します。
THIS IS TO CERTIFY that this Record is correct at all points.

Entered at _____ on _____, _____ by _____ of the ship.
Entered at _____ on _____, _____ by _____ of the ship.

COUNTERSIGNED
Principal Ship Inspector

船舶の運航規則 第3回の添付書 Supplement to the Emergency Oil Pollution Prevention Certificate DOPP Certificate

船員登録簿の構造及び特徴に関する記録 RECORD OF CONSTRUCTION & EQUIPMENT FOR TANKERS

この記録は、船舶の建造に際して、運航規則第3章の規定による船舶の
運航規則に記載された機関、材料、器具及び装置の構造及び特徴を記載するための
記録として記載されています。この記録は、船舶の運航規則第3章の規定による船舶の
運航規則 (以下、「付録」といいます) の付録として記載されています。

この記録は、船舶の運航規則第3章の規定による船舶の運航規則 (以下、「付録」といいます) の付録として記載されています。
THIS IS TO CERTIFY that this Record is correct at all points.

Entered at _____ on _____, _____ by _____ of the ship.
Entered at _____ on _____, _____ by _____ of the ship.

COUNTERSIGNED
Principal Ship Inspector

船舶の運航規則 第4回の添付書 Supplement to the Emergency Oil Pollution Prevention Certificate DOPP Certificate

船員登録簿の構造及び特徴に関する記録 RECORD OF CONSTRUCTION & EQUIPMENT FOR TANKERS

この記録は、船舶の建造に際して、運航規則第3章の規定による船舶の
運航規則に記載された機関、材料、器具及び装置の構造及び特徴を記載するための
記録として記載されています。この記録は、船舶の運航規則第3章の規定による船舶の
運航規則 (以下、「付録」といいます) の付録として記載されています。

この記録は、船舶の運航規則第3章の規定による船舶の運航規則 (以下、「付録」といいます) の付録として記載されています。
THIS IS TO CERTIFY that this Record is correct at all points.

Entered at _____ on _____, _____ by _____ of the ship.
Entered at _____ on _____, _____ by _____ of the ship.

COUNTERSIGNED
Principal Ship Inspector

運航規則第3回の添付書 Supplement to the Emergency Oil Pollution Prevention Certificate DOPP Certificate

船員登録簿の構造及び特徴に関する記録 RECORD OF CONSTRUCTION & EQUIPMENT FOR TANKERS

この記録は、船舶の建造に際して、運航規則第3章の規定による船舶の
運航規則に記載された機関、材料、器具及び装置の構造及び特徴を記載するための
記録として記載されています。この記録は、船舶の運航規則第3章の規定による船舶の
運航規則 (以下、「付録」といいます) の付録として記載されています。

この記録は、船舶の運航規則第3章の規定による船舶の運航規則 (以下、「付録」といいます) の付録として記載されています。
THIS IS TO CERTIFY that this Record is correct at all points.

Entered at _____ on _____, _____ by _____ of the ship.
Entered at _____ on _____, _____ by _____ of the ship.

COUNTERSIGNED
Principal Ship Inspector

運航規則第4回の添付書 Supplement to the Emergency Oil Pollution Prevention Certificate DOPP Certificate

船員登録簿の構造及び特徴に関する記録 RECORD OF CONSTRUCTION & EQUIPMENT FOR TANKERS

この記録は、船舶の建造に際して、運航規則第3章の規定による船舶の
運航規則に記載された機関、材料、器具及び装置の構造及び特徴を記載するための
記録として記載されています。この記録は、船舶の運航規則第3章の規定による船舶の
運航規則 (以下、「付録」といいます) の付録として記載されています。

この記録は、船舶の運航規則第3章の規定による船舶の運航規則 (以下、「付録」といいます) の付録として記載されています。
THIS IS TO CERTIFY that this Record is correct at all points.

Entered at _____ on _____, _____ by _____ of the ship.
Entered at _____ on _____, _____ by _____ of the ship.

COUNTERSIGNED
Principal Ship Inspector

船舶を運営しない船舶の規制

Product carrier not carrying load or at heavy load (a) is required to meet the following:

1.1.4 船主・船舶運営者
Crewed product carrier
運航船
1.1.5. 各種の規則等(規則)に規定する其他の船を有する船(船
主が同一船に)
Ship with other ship under its own management
regulations or rules of the vessel
1.1.7. 第三者間に規定する規則等(規則)に規定する船(船
主が同一船に)
Regulations of the carriage of goods referred to in
regulation 3.4

2. 駁船(タグ)及び陸上航行用タグの船の規則を遵守するための規
則等(規則)の適用
Requirement for the control of all barges and land-based
of the vessel regulations of rule 1.6

2.1. 船の運航状況(航行状況)
Carriage of barge under normal conditions

2.1.1. 通常の状況において航行用タグにボルタスを装備するこ
と
The ship may order normal conditions carry barge water in
afforded.

2.2. 船の運航状況(航行状況)
Type of ship carrying cargo (voyage)
2.2.1. 航行分類規則 (ISPP) (航行規則)
2.2.2. 自動操縦装置等を用いたり自動操縦装置等を装備している船
の分類規則 (ISPP) (航行規則)
Of the ship (voyage) equipped with automation and automatic
control (ISPP) (voyage 1.6)

2.3. 航行規則
Navigation
2.3.1. 航行規則
The seaway/steering required:

1. 表記 A.320 (X) に記載されたもの
has been approved in accordance with resolution A.895 (X).
2. 本規則第 C.6項に記載されたもの
has been approved in accordance with resolution
MEPC.601.
3. 本規則第 C.6項に記載されたもの
has been approved in accordance with resolution
MEPC.601.
4. 表記 A.323 (W) に記載されたもの
has been approved in accordance with resolution A.323 (W).
5. 表記 A.30 (X) 及び表記 A.323 (W) に記載されたもの
は、本規則第 C.6項に記載されたものと並んで、
運航規則等(航行規則)に規定する技術基準を満たすもの
を有する船舶に適用される。A.320 (X) & A.323 (W);
6. 未記載のもの
None.
- 2.3.2. 航行規則等(航行規則)に記載されたもの
The present one has been approved in accordance with no
navigation (X)
- 2.3.3. 航行規則
The oil content notice:
1. 表記 A.30 (X) に記載されたもの
has been approved in accordance with resolution A.895 (X).
2. 表記 C.6項に記載されたもの
has been approved in accordance with resolution
MEPC.601.
3. 表記 C.6項に記載されたもの
has been approved in accordance with resolution
MEPC.601.
- 2.4. 乗組員の乗組員登録簿
Master's log book (voyage) _____ / 1
2.5. 航行規則の免除
Waiver of regulation 1.4:

- 2.5.1. この船舶は、第三者による規則により規則第1又は2の要
求を満たさない場合に、この規則を適用されない。
The requirements of regulation 1 or 2 are waived in re
spect of the ship in accordance with regulation 1.3. The ship is
engaged exclusively on voyages which specify area 0;
- 2.5.2. この船舶は、全てのビヨンの内部構造のためのビルジン
を有する。
The ship is equipped with bilge pumps for the total retention on
board of all dry cargo water retained;
- 2.5.3. ばら積物の内装構造にて、ビヨンをオーブンに設け
られたものと見なす。
- In case of the building retains the ship is provided with string
water tanks to contain bilge water to the ship tank.
- 2.6. 航行規則等(航行規則)
Oil fuel tank protection (regulation 1.6)
1.6. この船舶は、運航規則等(航行規則)によるところにより運航すること
が求められる場合、その他の規則の規定に従って運航している。
The ship is required to be conducted according to regulation 1.6
and comply with the requirements of:
6及び7(X) & 二重底装置

- paragraphs 6 and either 7 or 8 (double-hull construction);
paragraph 11 (事務所の設置地元公認) 11 (headquarters located in a recognized
port authority);
2.6.1. 二重底の設計や性能に関する規定
1.6.1. The ship is not required to comply with the requirements of reg
ulation 1.6.1.
3. 汚物廃棄物(スラッフ)の貯蔵・処理能力(廃棄の量)及び少しだけ
タップ
Means for storage and disposal of residues (sludge) (regulation 1.6) and
oil sludge (sludge oil).
- 3.1. この船舶、廃棄規則等(航行規則)の規定のための内装
構造にて、廃棄規則等(航行規則)の規定に従う構造とする。
The ship is provided with interior fittings for retention of
all residues (sludge) on board as follows:
- | | | | |
|------------------------------|--|--|--|
| タンクの 識別番号 Identif. No. | ダクトの識別 番号 Identif. No. of ducts | ダクトの量 Capacity (m³) Friction loss (m³/m) | 蓄留量 Capacity (m³) Loss of head (m) |
| | | | Total m³ |
- 3.2. 廃棄規則等(航行規則)のタンクに廃棄された廃棄物(スラッ
フ)の量
Means for the disposal of residues (sludge) stated it is residue
(objection):
- 3.2.1. 廃棄規則等(航行規則)
Residence for all residues (slipway)
- 3.2.2. 廃棄規則等(航行規則)の船に搭載する構造(ドライ
カーゴボート)を搭載する船の量
Another boat available for holding residues (dry cargo boat)
- 3.2.3. 廃棄規則等(航行規則)を満たす量
Quantity of residues (slipway) which satisfies the requirements of

| Other accepted means, date when: | |
|--|--|
| 3. この測定は、ビルマの行動規範のためのレジストを構成している ことを示す。 | The strip is printed with building tab/s) for the orientation on board of city signs and so forth. |
| サンプルの 測定場所 と 種類 と 特徴化 | サンプルの位置 Takao (out) (日本語と英語) 太陽、中央、右舷 Frame (out) Lateral position |

導電性船体塗装（通則項）
 Standard coating connection (Regulation 13)
 4.1 この規則は、面積規則に適合する船舶の導電性船体塗装を取扱う
 場合に適用される。面積規則及びスクリュを免れ艤装に接するための
 管渠等が設けられる。
 The ship is provided with a sphene for the drainage of residues
 from the hydrolysis of oil sludge to reception facilities. fitted with a
 standard discharge connection in accordance with regulation 13
 詳説（規則13）、分類規則、油污规则、第33规则、溢油规则、海员规则、
 清洁规则及第34规则）
 Construction regulations (19.10.2003, 20.06.2003, 20.06.2003)
 5.1 本規則の範囲にあっては、この規則は、面積規則の規定に適合する
 部分をバスクターナーとしての規制を有する。
 In accordance with the requirements of regulation 13, the ship is

| Designated tank tanks (SBT) in compliance with regulation 16 are distributed as follows: | | | |
|--|---|-------------|---|
| タンク Tank | 容量 (立方米) Volume (m ³) | タンク Tank | 容量 (立方米) Volume (m ³) |
| | | | 計容量: <u> </u> 立方メートル Total volume: <u> </u> m ³ |

5.3.1 この船舶は、ISM規則に準拠する貨物運送の実効性を確保している。
The ship has been built with a COW system in accordance with regulation 33.

5.3.2 この船舶は、ISM規則に準拠する貨物運送の実効性を確保していない。
The ship has not been built with a COW system in accordance with regulation 33.

5.3.3 この船舶は、ISM規則に準拠する貨物運送の実効性を確保していない。ただし、船舶の構造上の欠陥又は操作上の問題により船舶の操縦装置の運転が困難な状態で、船舶の航行能力が著しく低下するおそれがある場合は、この規定は適用されない。
The ship has not been built with a COW system in accordance with regulation 33 except where the deficiencies in the ship's structure or the problems in the operation of the ship's control equipment make it difficult to operate the ship's steering gear, resulting in a significant reduction in the ship's navigation ability.

5.3.4 この船舶は、ISM規則に準拠する貨物運送の実効性を確保していない。
The ship has been equipped with a valid Code of Watchkeeping Operations and Equipment Manual which is effective.

5.3.5 この船舶は、ISM規則に準拠する貨物運送の実効性を確保していない。
The ship has not been equipped with a valid Code of Watchkeeping Operations and Equipment Manual which is effective.

5.3.6 この船舶は、ISM規則に準拠する貨物運送の実効性を確保していない。
The ship has not been equipped with a valid Code of Watchkeeping Operations and Equipment Manual which is effective.

1) いよいよ、本格的な実験が開始される。実験は、まず、実験室の外で、車の前輪を車輪拘束装置(LOCKING AXLE)で固定した状態で回転させた車輪を400km/hで走行させた後、車輪拘束装置を解除して走行させることで、車輪拘束装置の影響を確認していく。
 The study is to be conducted by the car equipped with a CROWBAR in compliance with the safety aspects of the Revised CROWBAR Regulation (hereinafter referred to as "CROWBAR") as amended by resolution A.1020(2004).

2) 実験装置及び実験手順
 List of the test equipment and arrangement of experiments required:
 計測機器等の種類と実験手順を以下に示す。
 The study is required to conduct according to, and in accordance with, the following:
 5.1. すべての実験は、車輪拘束装置を解除するところによって車輪拘束装置の影響を確認することが求められたりから、車輪拘束装置の影響を確認している。
 The study is required to conduct according to, and in accordance with, the requirement of CROWBAR (see regulation A.1020(2004)).

3) 実験手順
 Subject and safety regulation (3):
 5.1. この実験は、車輪拘束装置を解除するところによって車輪拘束装置の影響を確認すことが求められたりから、車輪拘束装置の影響を確認している。
 The study is required to conduct according to, and in accordance with, the requirement of CROWBAR (see regulation A.1020(2004)).

5.2. 実験は、車輪拘束装置を解除するところによって車輪拘束装置の影響を確認すれば、車輪拘束装置を解除するところによって車輪拘束装置の影響を確認する。
 Information and data required under regulation 3(h) have been reported in the report of item 5.1.

5.3. この実験は、車輪拘束装置を解除するところによって車輪拘束装置の影響を確認することが求められたりから、車輪拘束装置の影響を確認している。
 The study is required to conduct according to, and in accordance with, the requirement of CROWBAR (see regulation A.1020(2004)).

5.4. すべての実験は、車輪拘束装置を解除するところによって車輪拘束装置の影響を確認することが求められたりから、車輪拘束装置の影響を確認している。

Double-hull construction:

5.6.1 この船舶は、重油更に変わることにより運航することが認められ、かつ、他の船舶と同様に運航する。

The ship is not required to comply with regulation 5.6.1.

The ship complies with the requirements of regulation 5.6.1.

1. ⑩ 二重底構造

2. ⑩ (中間甲板付二重底構造)

paragraph(s) (not freight deck tanks with double side coating)

3. ⑩ (建造物構造要件が承認されたもの)

paragraph(s) of the certificate of fitness approved by the Marine Board

is exempted from the provisions of regulation 5.6.1.

5.6.2 この船舶は、重油更に変わることにより運航することにより運航されることが認められる。

The ship is not required to comply with the requirements of regulation 5.6.2.

The ship is subject to regulation 5.6.2.

1. ⑩ 第一層甲板に建造物構造をからさまで、且

よりは、既存の構造の運航を承認する。

is exempted to comply with paragraph 2 of 5.6.2, and of regulation 5.6.2 in respect of paragraph 3 of 5.6.2.

2. 建造物構造に就いて、第一層甲板に建造物構造が認め

る。

is allowed to continue operation in accordance with regulation 5.6.2.

3. 建造物構造に就いて、第一層甲板に建造物構造が認め

る。

5.6.3 この船舶は、重油更に変わることにより運航され

ることにより運航されることが認められる。

The ship is not required to comply with the requirements of regulation 5.6.3.

The ship is subject to regulation 5.6.3.

1. ⑩ 第一層甲板に建造物構造をからさまで、且

よりは、既存の構造の運航を承認する。

is exempted to comply with paragraph 2 of 5.6.3, and of regulation 5.6.3 in respect of paragraph 3 of 5.6.3.

2. 建造物構造に就いて、第一層甲板に建造物構造が認め

る。

is allowed to continue operation in accordance with regulation 5.6.3.

3. 建造物構造に就いて、第一層甲板に建造物構造が認め

る。

is allowed to continue operation in accordance with regulation 5.6.3.

5.6.4 この船舶は、重油更に変わることにより運航され

ることにより運航されることが認められる。

The ship is subject to regulation 5.6.4.

1. ⑩ 第一層甲板に建造物構造をからさまで、且

よりは、既存の構造の運航を承認する。

is exempted to comply with paragraph 2 of 5.6.4, and of regulation 5.6.4 in respect of paragraph 3 of 5.6.4.

2. 建造物構造に就いて、第一層甲板に建造物構造が認め

る。

is allowed to continue operation in accordance with regulation 5.6.4.

3. 建造物構造に就いて、第一層甲板に建造物構造が認め

る。

is allowed to continue operation in accordance with regulation 5.6.4.

5.6.5 この船舶は、重油更に変わることにより運航され

ることにより運航されることが認められる。

The ship is not required to comply with the requirements of regulation 5.6.5.

The ship is subject to regulation 5.6.5.

1. ⑩ 第一層甲板に建造物構造をからさまで、且

よりは、既存の構造の運航を承認する。

is exempted to comply with paragraph 2 of 5.6.5, and of regulation 5.6.5 in respect of paragraph 3 of 5.6.5.

2. 建造物構造に就いて、第一層甲板に建造物構造が認め

る。

is allowed to continue operation in accordance with regulation 5.6.5.

3. 建造物構造に就いて、第一層甲板に建造物構造が認め

る。

is allowed to continue operation in accordance with regulation 5.6.5.

5.6.6 この船舶は、重油更に変わることにより運航され

ることにより運航されることが認められる。

The ship is not required to comply with the requirements of regulation 5.6.6.

The ship is subject to regulation 5.6.6.

1. ⑩ 第一層甲板に建造物構造をからさまで、且

よりは、既存の構造の運航を承認する。

is exempted to comply with paragraph 2 of 5.6.6, and of regulation 5.6.6 in respect of paragraph 3 of 5.6.6.

2. 建造物構造に就いて、第一層甲板に建造物構造が認め

る。

is allowed to continue operation in accordance with regulation 5.6.6.

3. 建造物構造に就いて、第一層甲板に建造物構造が認め

る。

is allowed to continue operation in accordance with regulation 5.6.6.

5.6.7 この船舶は、重油更に変わることにより運航され

ることにより運航されることが認められる。

The ship is not required to comply with regulation 5.6.7 (check which boxes).

The ship is subject to regulation 5.6.7.

1. 船員乗組員50人未満の船舶

The ship has less than 500 certain crewmembers.

2. 船員乗組員50人以上の船舶

The ship has more than 500 certain crewmembers.

3. 船員乗組員50人未満の船舶

The ship has less than 500 certain crewmembers.

4. 船員乗組員50人以上の船舶

The ship has more than 500 certain crewmembers.

5. 船員乗組員50人未満の船舶

The ship has less than 500 certain crewmembers.

6. 船員乗組員50人以上の船舶

The ship has more than 500 certain crewmembers.

7. 船員乗組員50人未満の船舶

The ship has less than 500 certain crewmembers.

8. 船員乗組員50人以上の船舶

The ship has more than 500 certain crewmembers.

9. 船員乗組員50人未満の船舶

The ship has less than 500 certain crewmembers.

10. 船員乗組員50人以上の船舶

The ship has more than 500 certain crewmembers.

6. 油污における取扱い（廃油廃棄、廃油廃棄度量計測装置）

Retention of oil on board regulations 20, 21 and 22

6.1 パスツル油槽並びに監視装置

Oil discharge monitoring and control system

6.1.1 ⑩ 船舶の油槽並びに監視装置で規定される _____

_____のダクトとして構成されるものがある。

The ship's oil tank and monitoring and control system _____

_____のダクトとして構成されるものがある。

6.1.2 パスツル油槽並びに監視装置は国際MPC 1000Cに基づく

本規則に定められた。

The ship's oil tank and monitoring and control system is based on the requirements of the International Oil Pollution Prevention Convention (MARPOL Annex I).

6.1.3 ⑩ 船舶の油槽並びに監視装置

The ship's oil tank and monitoring and control system

1. 組合せ式監視装置

Combined monitoring and control system

2. 監視装置

Monitoring device

3. 計算機式監視装置

Computerized monitoring device

6.1.4 ⑩ 船舶の油槽並びに監視装置

The ship's oil tank and monitoring and control system

1. 組合せ式監視装置

Combined monitoring and control system

2. 監視装置

Monitoring device

3. 計算機式監視装置

Computerized monitoring device

6.1.5 ⑩ 船舶の油槽並びに監視装置は国際MPC 1000Cに基づく

本規則に定められた。

The ship's oil tank and monitoring and control system is based on the requirements of the International Oil Pollution Prevention Convention (MARPOL Annex I).

6.1.6 ⑩ 船舶の油槽並びに監視装置は国際MPC 1000Cに基づく

本規則に定められた。

The ship's oil tank and monitoring and control system is based on the requirements of the International Oil Pollution Prevention Convention (MARPOL Annex I).

6.1.7 ⑩ 船舶の油槽並びに監視装置は国際MPC 1000Cに基づく

本規則に定められた。

The ship's oil tank and monitoring and control system is based on the requirements of the International Oil Pollution Prevention Convention (MARPOL Annex I).

右欄を複数行にわざる。

The ship has been supplied with at operations named for the discharge monitoring and control system

6.2 ジャンダルム

Specified:

6.2.1 この船舶は、他の運送会社より_____のコラボレーションを通じて、その運送量を監視する装置を備えています。船舶運送規則_____（以下「_____」）に規定するようにして運営されています。

The ship is provided with a discharge monitoring and control system in accordance with _____.

_____の運送量を監視する装置を備えています。
1. 運送規則S
2. 運送規則M
3. 運送規則S&M
4. 運送規則S&M

6.2.2 装置は、スッパブランとして操作されています。

Cargo has been designed in ship trials

6.3 他の装置

Oil/water interface detection:

6.3.1 この船舶は、運送規則3（以下「_____」）に基づき乗組された海水検出装置を備えています。

The ship is provided with oil/water interface detectors approved under the terms of regulation MARPOL Annex 3.

6.4 燃料油規制

Fuel oil regulation 20.03 and 27:

6.4.1 この船舶は、燃費規制により規定により、燃油規制、燃油規制の運送規則を適用されています。

The ship is provided with the requirements of regulation 20.03 and 27 in accordance with regulation 24.

6.4.2 この船舶は、燃費規制により規定により、燃油規制、燃油規制の運送規則を適用されています。

The ship is provided with the requirements of regulation 20.03 and 27 in accordance with regulation 24.

This area is mentioned for the requirements of regulation 20.03 and 27.

6.5 種別規制

Water regulation:

6.5.1 この船舶は、運送規則5の規定により運送規制及び燃油規制の運送規則を適用されています。この船舶は、運送規則5に規定するようにして運営されています。

The ship is provided with the requirements of regulation 5. The ship is provided with the requirements of regulation 5.

1. 運送規則S
2. 運送規則M
3. 運送規則S&M
4. 運送規則S&M

6.6 燃料油規制

Regulation 20.03 and 27:

6.6.1 この船舶は、燃費規制により規定により、燃油規制、燃油規制の運送規則を適用されています。

The ship is provided with the requirements of regulation 20.03 and 27 in accordance with regulation 24.

6.6.2 この船舶は、燃費規制により規定により、燃油規制、燃油規制の運送規則を適用されています。

The ship is provided with the requirements of regulation 20.03 and 27 in accordance with regulation 24.

This area is mentioned for the requirements of regulation 20.03 and 27.

7. 洋上、港内航行規制（運送規則）

Pirating, hijacking and robbery enforcement regulation 30:

7.1 分離セイフティ装置の設置:

The ship is provided with separate safety equipment for separating the cargo:

7.1.1 運送規則上部に位置している。

Above the waterline

□ 7.1.2 運送規則下部に位置している。

Below the waterline

□ 7.2 運送規則上部に位置するポートの一部を備えた上部構造物の設置:

The ship is provided with an upper deck structure other than the cargo deck.

□ 7.2.1 運送規則上部に位置している。

7.3 運送規則下部に位置している。

Below the waterline

□ 7.4 運送規則上部に位置するポートの一部を備えた上部構造物の設置:

The ship is provided with an upper deck structure other than the cargo deck.

□ 7.4.1 運送規則の要求により、船員が乗組むために乗組員用のドアを開けたときに、乗組員用ドア及び乗組員用のドアを開くことが可能であることを確保する。

Meets the requirements of being equipped to a cargo tank or compartment with a door which can be opened by crew members so that it is possible to open the door from the outside.

□ 2. 舷外への脱出用たんすをもつて乗組員用の乗組用ドアを開くこと。

Cargo hatch access special unit. Hatch is provided.

□ 8. 旅客用緊急脱出手帳、海底外壁上緊急脱出手帳（運送規則）

Emergency passenger emergency plan, bottom outer wall emergency plan (Marine Code)

□ 8.1 この船舶は、他の規則に基づいて海底外壁上緊急脱出手帳を開いています。

The ship is provided with a bottom outer wall emergency plan in accordance with other regulations.

□ 8.2.1 この船舶は、海底外壁上緊急脱出手帳を開いています。

The ship is provided with a bottom outer wall emergency plan in accordance with regulation 41.

operations with regulation 20:

□ 8.2 この船舶は、他の規則に定めて海底外壁上緊急脱出手帳を開いています。

The ship is provided with a bottom outer wall emergency plan in accordance with regulation 20.

□ 8.3 運送規則による船舶緊急避難規則（運送規則）

Ship-to-ship rescue regulations based on the transport rule

□ 8.4.1 この船舶は、他の規則に基づいて船舶緊急避難規則を開いています。

The ship is provided with a ship-to-ship rescue regulations based on other regulations.

□ 8.4.2 この船舶は、他の規則に基づいて船舶緊急避難規則を開いています。

The ship is provided with a ship-to-ship rescue regulations based on other regulations.

□ 9. 救助艇

Rescue boat:

□ 9.1 この船舶は、他の規則に定めて救助艇（運送規則）

Rescue boats have been granted by the Administration from the requirements of chapter I of the Convention in accordance with regulation 23, or those have been issued under paragraph _____.

□ 10. 極地航行規則（運送規則）

Responsible (regulation 5):

□ 10.1 この船舶は、他の規則により規定される運送規則に

運送規則に定められた運送規則に開示された各規則、材料、規則が承認された旨を表示する。

Responsible have been approved by the Administration for search and rescue purposes of Annex I on these items listed under paragraph _____.

□ 11. 駆逐艇（Polar Code）

Certification with Part B-A-Chapter I of the Polar Code

地方運輸省港務局長
港務局長監視課長
港務局長監視課文書係長
地方運輸省港務局長監視課文書係長
港務局長監視課文書係長
地方運輸省港務局長監視課文書係長
港務局長監視課文書係長
地方運輸省港務局長監視課文書係長
港務局長監視課文書係長
港務局長監視課文書係長
(総監査官署名)
年次検査・付帯検査
Attent/Intermediate survey
Date _____
日付
P.
地
方
運
輸
省
港
務
局
長
監
視
課
長
監
視
課
文
書
係
長
地
方
運
輸
省
港
務
局
長
監
視
課
文
書
係
長
地
方
運
輸
省
港
務
局
長
監
視
課
文
書
係
長
地
方
運
輸
省
港
務
局
長
監
視
課
文
書
係
長
港
務
局
長
監
視
課
文
書
係
長
(総
監
査
官
署
名)
年次検査・付帯検査
Attent/Intermediate survey
Date _____
日付
P.
地
方
運
輸
省
港
務
局
長
監
視
課
長
監
視
課
文
書
係
長
地
方
運
輸
省
港
務
局
長
監
視
課
文
書
係
長
地
方
運
輸
省
港
務
局
長
監
視
課
文
書
係
長
港
務
局
長
監
視
課
文
書
係
長
(総
監
査
官
署
名)

地方運輸省港務局長
港務局長監視課長
港務局長監視課文書係長
地方運輸省港務局長監視課文書係長
港務局長監視課文書係長
地方運輸省港務局長監視課文書係長
港務局長監視課文書係長
地方運輸省港務局長監視課文書係長
港務局長監視課文書係長
港務局長監視課文書係長
(総監査官署名)
年次検査・付帯検査
Attent/Intermediate survey
Date _____
日付
P.
地
方
運
輸
省
港
務
局
長
監
視
課
長
監
視
課
文
書
係
長
地
方
運
輸
省
港
務
局
長
監
視
課
文
書
係
長
地
方
運
輸
省
港
務
局
長
監
視
課
文
書
係
長
港
務
局
長
監
視
課
文
書
係
長
(総
監
査
官
署
名)

年次検査・付帯検査
Attent/Intermediate survey in accordance with regulation 10.3
全般の規範は適用され、港務局長監視課文書係長は、船舶の状況に応じて、この
船舶が定期的に港務局長監視課文書係長によって監査されるべきであることを認めた。
THIS IS TO CERTIFY that, at a (month) Intermediate survey in accordance
with regulation 10.3 of Annex II of the Convention, the ship was found to comply
with the relevant provisions of the Convention.

年次検査・付帯検査
Attent/Intermediate survey
Date _____
日付
P.
地
方
運
輸
省
港
務
局
長
監
視
課
長
監
視
課
文
書
係
長
地
方
運
輸
省
港
務
局
長
監
視
課
文
書
係
長
地
方
運
輸
省
港
務
局
長
監
視
課
文
書
係
長
港
務
局
長
監
視
課
文
書
係
長
(総
監
査
官
署
名)

年次検査・付帯検査
Attent/Intermediate survey in accordance with regulation 10.3
全般の規範は適用され、港務局長監視課文書係長は、船舶の状況に応じて、この
船舶が定期的に港務局長監視課文書係長によって監査されるべきであることを認めた。
THIS IS TO CERTIFY that, at a (month) Intermediate survey in accordance
with regulation 10.3 of Annex II of the Convention, the ship was found to comply
with the relevant provisions of the Convention.

年次検査・付帯検査
Attent/Intermediate survey
Date _____
日付
P.
地
方
運
輸
省
港
務
局
長
監
視
課
長
監
視
課
文
書
係
長
地
方
運
輸
省
港
務
局
長
監
視
課
文
書
係
長
地
方
運
輸
省
港
務
局
長
監
視
課
文
書
係
長
港
務
局
長
監
視
課
文
書
係
長
(総
監
査
官
署
名)

年次検査・付帯検査
Attent/Intermediate survey in accordance with regulation 10.3
全般の規範は適用され、港務局長監視課文書係長は、船舶の状況に応じて、この
船舶が定期的に港務局長監視課文書係長によって監査されるべきであることを認めた。
THIS IS TO CERTIFY that, at a (month) Intermediate survey in accordance
with regulation 10.3 of Annex II of the Convention, the ship was found to comply
with the relevant provisions of the Convention.

年次検査・付帯検査
Attent/Intermediate survey
Date _____
日付
P.
地
方
運
輸
省
港
務
局
長
監
視
課
長
監
視
課
文
書
係
長
地
方
運
輸
省
港
務
局
長
監
視
課
文
書
係
長
地
方
運
輸
省
港
務
局
長
監
視
課
文
書
係
長
港
務
局
長
監
視
課
文
書
係
長
(総
監
査
官
署
名)

第十二号の三様式（第二十六条関係）

署名
Name _____
日付
Date _____
地方運輸局長
Prefectural Transport Commissioner
地方港湾局長
Prefectural Port Bureau Director
地方港湾局港務課課長
Prefectural Port Bureau Harbour Master
(印鑑)
港務監視委員会委員長
Harbour Master Commissioner
地方港務監視委員会委員長
Prefectural Harbour Master Commissioner
港務監視会議委員長
Harbour Master Commissioner
署名
Name _____
日付
Date _____

本件の開示は日本政府のものと見て取られるべきである。新たな秘密保持法は、
どうなる。

In accordance with regulation 16.5 of Annex V of the Convention, the new se-
crecy rule is:

署名
Name _____
日付
Date _____
地方運輸局長
Prefectural Transport Commissioner
地方港湾局長
Prefectural Port Bureau Director
地方港湾局港務課課長
Prefectural Port Bureau Harbour Master
(印鑑)
港務監視委員会委員長
Harbour Master Commissioner
地方港務監視委員会委員長
Prefectural Harbour Master Commissioner
港務監視会議委員長
Harbour Master Commissioner
署名
Name _____
日付
Date _____

第十二号の三様式（第二十六条関係）(改訂案) - 附録16-3-1a, 附録16-3-2a
番号 第二号
Certificate No. _____

国際汚水排出防止証書
International Sewage Prevention Certificate

日本国
JAPAN

1939年船に上る汚水の上のための規則別表に規定する1959年の変更によ
て改正され及ぶ船規則11.1項によて修正された規約(以下「本約」)とい
ふ。本規約は、船舶の汚水の排放を規制するための規則別表に規定する
第1回の規則別表の規則別表に規定する規則別表11.1項によつて、
International Convention for the Prevention of Pollution from Ships, 1959, as modified by the Protocol of 1973 relating thereto,
as adopted by the MARPOL 73/78, together referred to as "The Conven-
tione" under the authority of the Government of Japan.

署名
Signature _____

Portmaster of ship
船長
Master of ship
船舶番号及び登録番号
Distinctive number or letters
船舶種類
Type of vessel
船舶定員
Gross tonnage
乗組員数
Number of persons who are certified to enter
国際汚水排出防止規則別表
IMO Number
船舶名
Name of ship
新規航行地
New sailing port
船上に利用される船舶の種類
Type of vessel used on board (regulation 11.1)
新規乗客数／現行乗客数
New/sailing passenger ship

船舶運営の認可
Approval for the carriage of passengers
キーチェックを受けられた後で、以降に該船舶の運送活動に従事する他の人のみ
乗客の乗船を許す旨の表示を記載している。
That the ship is checked with a passenger treatment plan, or certificate
issuing authority, not to discharge sewage in compliance with regulation 9 and 10
of Annex IV of the Convention is as follows:

1. ふるまき施設の運営と監視
Operation and supervision of sewage treatment plant
ふるまき施設の運営と監視
Type of sewage treatment plant
製造業者
Manufacturer
ふるまき施設の運営と監視が許可されている旨の表示を記載している。
The sewage treatment plant is certified by the Administration to meet the ef-
ficient standards as provided for in regulation MEPC.10/5.

2. ふるまき施設の運営と監視
Operation and supervision of sewage treatment plant
ふるまき施設の運営と監視
Type of sewage treatment plant
製造業者
Manufacturer
ふるまき施設の運営と監視が許可されている旨の表示を記載している。
The sewage treatment plant is certified by the Administration to meet the ef-
ficient standards as provided for in regulation MEPC.10/5.

ふるまき施設の運営と監視が許可されている旨の表示を記載している。
The sewage treatment plant is certified by the Administration to meet the ef-
ficient standards as provided for the adoption on implementation of effi-
cient standards and performance test for sewage treatment plants, adopted by
resolution MEPC.27/79, as intended, including exceeding the standards of

section 12 thereof.
1.2 ふるまき施設の運営
Description of sewage treatment
1.3 ふるまき施設の運営と監視
Operation and supervision of sewage treatment
1.4 ふるまき施設の運営と監視が許可されたものと見て取られるべきことを条件として
ふるまき施設の運営と監視が許可されたものと見て取られるべきことを条件として
運営と監視が許可されたものと見て取られるべきことを条件として
運営と監視が許可されたものと見て取られるべきことを条件として

2. ふるまき施設の運営と監視が許可されたものと見て取られるべきことを条件として
運営と監視が許可されたものと見て取られるべきことを条件として

3. ふるまき施設の運営と監視が許可されたものと見て取られるべきことを条件として
運営と監視が許可されたものと見て取られるべきことを条件として

運営と監視が許可されたものと見て取られるべきことを条件として

The survey shows that the structure, equipment, system, fittings, ar-
rangements and materials used in the sewage treatment plant are
adequate and that the ship complies with the applicable requirements of Article 9 of the Convention.

This Certificate is valid until _____.

この開示は、本件の開示と同一の規制に準拠する開示と見做されることを条件とし
て、この開示は、本件の開示と同一の規制に準拠する開示と見做すこと。

この開示は、本件の開示と同一の規制に準拠する開示と見做すこと。

第十三号様式（第二十七号様式）（昭和廿四年一月四日文部省、平十二年十二月二十九日文部省令第982号、平十四年文部省令第155号文部省令第460号、平十五年文部省令第461号、平二十一年文部省令第464号、令第800号、令第900号文部省令第465号）

年 月 日

氏名又は名前及び住所
及びに住所にあつて付

その代議者の氏名

| | |
|--|--------|
| 船舶所有者等及び海上に係る小助役に関する法律の規定に基づく船舶の登録等の権利に関する権利の剥奪第1項の規定により、次のとおり申請します。 | |
| 船名 | 船舶番号 |
| 船舶所有者又は船舶登録業者 | 船舶登録業者 |
| 船舶登録業者 | 船舶登録業者 |
| 船舶登録場所 | 月 渡 |
| 船舶トン数 | 載貨量トン数 |
| 就航する港域 | 最大搭載人員 |
| 備考 | |

(世) 1 地図の大きさは、日本家業を並べて置くこと。
2 用途の欄には、タンカー、荷役船等物質を積載又はタンカー及び貨物被体物質を積載以前からの船舶の別を記載すること。
3 船トン数の欄には、注記14条の3の規定による船トン数を記載すること。
4 執行する海域の欄には、12海里内、50海里内、特別港域内又はその他の区域を記載すること。

第十四号様式（第二十九条禁録）（甲光底文24、平4葉合20、平4葉合12、平2葉合40、甲4
葉合60、平1葉合466、平1葉合62、平2葉合69、今光葉合600、今2葉合69、一部
232）

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4判4番とすること。
 2 酸性汚染等防止検査基準の対応付を受ける場合にあっては、販者等の有効期間の欄は、抹消すること。

第十五号様式(第三十条規範) (甲光面24、甲二重面20、甲六重面22、甲十重面25、甲十四重面26、甲二十重面29、甲二十四重面31、甲三十四重面41、乙光面24、乙十重面20、乙十二重面22)

氏名又は名称及び社名
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

第十六号様式（第三十三条関係）

第十六号様式（第三十三条関係）



注：4ミリメートル以上とする。

第十七号様式（第三十三条関係）

第十七号様式（第三十三条関係）（本文略）

子調査合規証書交付申請書

年 月 日

用

該件の取扱い上、被りの件に付する旨を添附の規定に基づく封筒の裏面等の機
会に記すと規制区域外である旨の記載により、次のとおり申請します。

| |
|------------|
| 物件の名及び型式 |
| 製造者の氏名又は名称 |
| 貯蔵状況の種類 |
| 製造年月日 |
| 貯蔵番号 |
| 備考 |

(注) 1. 用語の定めは、日本要覧収容料金とすること。
2. 評議會の規則の様式には、製造、貯蔵、各社又以當の別を記載す
ること。

第十八号様式（第三十三条関係）

第十八号様式（第三十三条関係）（本文略）

子調査合規証書交付申請書

案 号

| |
|------------|
| 物件の名及び型式 |
| 製造者の氏名又は名称 |
| 貯蔵状況の種類 |
| 製造年月日 |
| 貯蔵番号 |
| 備考 |

上記物件は、海港港務及び海上保安廳の許可を受ける船舶の運送に供する船舶等の機
会に記すと規制区域外である旨の記載により、次のとおり申請したこ
とを認する。年 月 日

万 葵 梅 純 伸
萬 葵 梅 純 伸 長
萬 葵 梅 純 伸 長 伸
萬 葵 梅 純 伸 長 伸 伸
萬 葵 梅 純 伸 長 伸 伸 伸
萬 葵 梅 純 伸 長 伸 伸 伸

第十九号様式（第三十三条関係）

第十九号様式（第三十三条関係）（本文略）

子調査合規証書交付申請書

年 月 日

用

| |
|---|
| 該件の取扱い上、被りの件に付する旨を添附の規定に基づく封筒の裏面等の機 会に記すと規制区域外である旨の記載により、次のとおり申請します。 |
| 物件の名及び型式 |
| 製造者の氏名又は名称 |
| 貯蔵状況の種類 |
| 製造年月日 |
| 貯蔵番号 |
| 備考 |
| 同文を繰り返すよ うする旨由 |
| 備考 |

(注) 1. 用語の定めは、日本要覧収容料金とすること。
2. 評議會の規則の様式には、製造、貯蔵、各社又以當の別を記載す
ること。

第二十号様式（第二十九号様式）（平成4年4月1日施行）等の規則によるもの、平成
元年4月1日施行するに付随するもの、その他の規則によるもの。

学 教 科 制 行 番

年 月 日

用

申請者の氏名及び
郵便番号

下記の申請について本教科を納付します。

記

1 中学校

2 全 国

3 郡 等

□ 収 入

□ 印 装

(注) 用紙の大きさは、日本文部省規格A4(420×297mm)をとること。